

マックス・ヴェーバーの社会学理論における 「法秩序」の位置（五）

吉田

勇

目 次

- Ⅰ 基礎概念論における「秩序」の位置
- 一 『シュタムラー批判』における「法的規則」
- 二 『理解社会学のカテゴリー』における「秩序」の位置（以上第四十二号）
- 三 『社会学の基礎概念』における「秩序」の位置
- (1) 「社会的行為」論
- (2) 「社会関係」論
- (3) 「正当な秩序」論（以上第四十六号）
- (4) 「支配団体」論（以上第四十八号）

(5) 「秩序の合理性」論（以上第五十号）
実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置

III 「法」の「固有法則性」

- (1) 「法」領域と他の隣接領域との区別
- (2) 「一般法」と「特別法」との関連
- (3) 「法」領域の事項的分化（以上本号）

IV 「法」の「合理化」

Ⅴ 結論

III 実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置

一 「法」の「固有法則性」

(一) 「法」領域と他の隣接領域との区別

すでにわれわれは、基礎概念論における「秩序」論のなかで、ある「秩序」が「支配団体」に「妥当」し、その「秩序」の「妥当」が当該「支配団体」の「強制スタッフ」によつて「外的に保障されている」場合には、その「秩序」は「法」ないし「法秩序」と名づけられていたことを確認した。このⅢにおいては、まずははじめに、ヴェーバーが実質的な社会学的研究（主として『経済と社会』第二部）において「法秩序」の「固有法則性」をどのように概念的に構成しているかを、もっぱらその理論的枠組に重きを置いて検討したいと思う。『カテゴリー』においてと同様に、『経済と社会』第二部でも、とりわけその第一章では、法学的考察方法と社会学的考察方法との方法的区別が強調さ

れているが、われわれの問題関心はもっぱら社会学的な「法秩序」概念の位置づけにあるので、法学的な意味における「法秩序」にはここでは全く言及しない。社会学的な「法秩序」の基礎理論的枠組についても、基礎概念論と重なる点はできるだけ略述するにとどめたいと思う。はじめに問題になるのは隣接領域からの区別である。第一に「法秩序」が「習俗」・「習律」からどのように理論的に分化されているか、第二に「法秩序」が「統治」からどのように理論的に分化されているか、が問われる。

① 「習俗」・「習律」と「法秩序」の分化

ヴニーバーは、「習俗」から「習律」を経て「法」へと移行するというように、「習俗」を始源に想定した「法秩序」への移行過程に関する理論モデルを提示している。しかも過去に遡れば遡るほど「ゲマインシヤフト行為」は「習俗」に方向づけられたものが多くなると仮定されている。

「習俗」は、類型的に一様な行為がもっぱら「慣れ」や無反省な「模倣」だけによって行われており、その行為を継続することがなにびとからもいかなる意味においても「要求」されることのない「大量行為」である。⁽²⁾それに対し、「習律」は「行為者の特有の『周囲』」を形成している一定範囲の人びとの是認または非難⁽³⁾が一定の行為をするよう働きかけている場合である。「習律」の要件は、一定種類の行為が諸個人によって「是認」され、その反対の行為が「非難」されるシナансがあるというだけではない。そのようなシナансが行為者の「特定の周囲」（一定の△共通性△の内部）において見出されることもその要件である。ここには「基礎概念」にみられた「習慣」と「習俗」との概念的な区別がないとはいっても、実際には「習俗」の前提に「習慣」が想定された説明がなされている。したがつて「習俗」と「習律」自体の社会学的意味には「基礎概念」の場合と比べて基本的な相違はない。「行為」の「格率」という意味で「規範」という語を用いれば、「習俗」は行為者にとって外的な「保障」を伴わない事実上の「規範」

であるのに対し、「習律」は外的な「保障」を伴う「規範」ということになる。

さらに、ヴニーバーはこれらの概念を用いて「習俗」から「法秩序」の拘束性が形成される過程をきわめて試論風に取り上げているが、むしろかれの主たる関心は、そのような拘束的な信念に支えられた「秩序」の「妥当」のなかにいかにして「革新」が生まれてくるか、にあるのが注目される。かれの論述のしかたはこうだ。「外部的な生活の諸条件の変化」によって「革新」が生じることがあるが、つねにそうではないし、生活条件の変化によって「新秩序」の形成の代わりに生活の破滅が起こることもありうる。生活条件の変化は「革新」のための不可欠の条件ではなればかりか、新秩序の形成の多くのきわめて重要なケースでは、共働的条件にすらなっていない。むしろ、新秩序形成の最も重要な源泉は一定の性質の「異常な」体験をする能力のある諸個人である。⁽⁴⁾以上のような説明のしかたからみれば、外部的生活条件の変化が軽視されているわけではないが、なによりも第一に、影響を与える個人とその個人から影響を受ける諸個人との関係を最も原初的に設定しようというヴニーバーの方法的意図がありありとうかがえる。そしてかれは、ヘルバッハに依拠して、個人が他者に影響を及ぼす心理的過程の二つの対立的な形式を重視している。⁽⁵⁾そのひとつは「暗示」Eingebung である。これは「強烈に作用する」とき手段によって、被影響者の行為が『当然なすべき』行為であるという観念を、突然呼び覚ますことである。いまひとつは、「感情移入」Einführung である。すなわち「影響を与える者自身の内面的態度を、影響を受ける者が共同体験すること」である。いわば「異常な」体験をする能力をもつ諸個人（影響を与える者）の行為に強い「暗示」を受けたひとびとや「感情移入」したひとびと（影響を受ける者）の行為に由来して「革新」が成立し、それに照応する「諒解」（「習律」）が発展し、さらに「法」の成立にいたる、という単純な発展図式が最も容易にたどりうる道程として描かれている。このような理論化の試みも、きわめて試論的な性格の強いものにとどまっているのは、おそらく既存の理論のなかには容易に利用できるような成

果が見出されなかつたからであろうか。ここでもかれの△方法意識▽は明白である。かれの方法的課題は、『シニタ

ムラー批判』と『カテゴリー』においてと同様に、「法学的思考」の呪縛を解きほぐして、「法秩序」の経験的な形

成過程をどのような基礎的な枠組によつて理論構成するかにあつたことは疑いない。

ヴェーバーが総じて「習俗」、「習律」および「法秩序」の相互連関について一般的な定式を示していないのは、そのような相互連関の解明 자체が個別的な経験的研究の対象とされねばならないからである。ただ、「習俗」は広範に経済的欲望の状態を規定しており、個々人が「習俗」から離ることは多くの場合きわめて難しいと指摘したり、「法強制」のシヤンスは行為者が「法秩序」志向的に行はれる規定要因としてはほんのわずかの働きしかしていないと指摘したりしてはいるが、「習俗」から「習律」を経て「法秩序」への移行（発展）過程が、拘束力の強い「秩序」への発展過程だとみる「法学的思考」に特有の偏見をあらかじめ封じておきたかったからだと思われる。ヴェーバーは事あるごとに「法秩序」の社会学的考察のなかに「法学的思考」が混入するのを注意深く排しているのがわかる。

われわれにとってなによりも重要なのは「習律」と「法秩序」との概念的区別である。ヴェーバーは「習律」と「法」を区別する標識を、「秩序」を志向する行為者の「動機」ではなく、「強制の社会学的構造」⁽³⁾に求めている。「法秩序」とちがつて、「習律」には、その「保障」手段として心理的強制や物理的強制もありうるが、「強制装置」が欠けてはいる、ということである。「法」も「習律」も行為者が一定の「秩序」または「規範」に方向づけられるのであるが、「主観的」には單に「習俗」や「習律」として方向づけられる場合であつても、「いざとなれば、強制装置が、右の諸規範の遵守を強制するというシヤンスが、客観的に存在しているかぎりでは、われわれはやはり、これらの諸規範を「法」とみなさなければならないだろう」。「主観的」には「法」としての性格がなくとも、したがつて行為者の「法規範」観念がみられなくても、ある「秩序」ないし「規範」が「法」とみなされる要件は、それが違反さ

れた場合に「強制装置」による「法強制」「のシャンスが客観的に存在する」とある。「こからみても、「法」概念は個々の行為者自身の「動機」の次元(行為者がどのような「動機」から「規範」に向つけられているか)だけから構成されているのではないことがわかる。まずある「規範」に向けられる行為者の「動機」次元があり、つぎにその「規範」自体の「妥当」の次元がある。そして最後にその「秩序」が「保障」される次元(当該の「規範」が「法」とみなされる社会学的次元)が想定されているのである。最後の「保障」の構造の違いによって「習律」と「法秩序」とが区別されるのである。このような次元の区別は『基礎概念』をまつまでもなく、『経済と社会』第一部にすでに明確にされていたことがわかる。しかし『基礎概念』におけるように、「秩序」の「正当性」の「妥当根拠」、その「内的保障」「外的保障」が洗練された形で定式化されているわけではない。

「法秩序」と「習律」を区別する「強制の社会学的情造」にも限界的ケースがある。ヴォーバーによれば、「法」の限界的ケースというのは「強制装置」の限界的ケースでもある。「妥当」している秩序が脅かされた場合、ゲマインシャフト関係に参加しているすべての人が強制援助をおこなうという—諒解にもどりて妥当している—シャンスの形で、存在している⁽¹⁰⁾場合が想定されているが、ここにいう「すべての人」が「強制装置」とみなされるのは「この強制援助への参加義務のあり方が明確に秩序づけられている場合」に限られる。「強制援助」=「法強制」のしかたに比重をおく規定のしかたが注目される。またこうも言われる。すなわち「強制によって保障された『法』という社会学的概念の一つの重要な限界的ケース」は「原理的に一主觀的権利の主張者と『個人的』関係を通じてつながっていない、『非党派的な』、個人的に『利害関係のない』第三者」という性格をもたず、逆に「特定の緊密な人的な関係を通じて権利の主張者とながっているような仲間—したがって例えば彼の『ジッペ』ーのみが、彼に強制手段を提供しているような場合である。換言すれば、近代国際法における『戦争』のように、利害関係者や彼の血族の『復讐』や

『フェーデ』が、主觀的権利の強制的な主張の唯一のまたは通常的な形式である場合である⁽²⁾。このように、「権利」主張者と個人的な利害関係のない第三者機関の対極に、「強制装置」の限界的なケースとして設定されているのが、「権利」主張者の仲間の「復讐」義務や「フェーデ」援助だけが「法強制」とみられる場合である。しかも後者の場合に、「権利」が存在するといえるのは、ジッペ仲間たちの「フェーデ」援助や「血讐」義務の遂行がジッペ仲間の「権利」主張に重みを与えるだけの力をもつていて、というシャンスによるのである。「権利」主張は単なる「利益」主張や「権力」の行使から明確に区別されて、いることがわかる。

それではつぎに、以上のような「法」の限界的ケースと対比しながら、「法」の通常的ケースはどのように構成されているかを簡単にみる」とにしよう。「法」には「国家法」と「団体」の「法」があり、「権利」にも「國家」的次元の「権利」と「団体」的次元の「権利」があるといふように、社会学的には「法」も「権利」も広い意味をもつものとして構成されているのがまず注目される。「国家法」（政治団体によって保障された法）とは、「法のための保障—法強制—が、政治的共同体に特有の強制手段によって、したがって通常の場合には直接的に物理的な強制手段によつて、行使される場合⁽³⁾である。だが「通常の場合」とちがつて「非実力的な法強制」が行われる場合もある。現在のいわゆる「公法」の分野では、諸規範の侵害に対して單に「訴願」や「異議申立」によつてのみ「強制装置」が発動されるにすぎないものが多数あるのがその例である。⁽⁴⁾このような場合にも「保障」された「法」が存在しているかどうかは、「非実力的な法強制の行使のために、強制装置が秩序づけられているかどうか、さらに、この強制装置が事実上大きな重みをもつていて、その結果、妥当している規範が一右の法強制の故に、遵守されるというチャンスが、平均的にみて、実際に重要な程度において存在しているかどうか」によつて決まる。さて、ヴェーバーも、ニールリツビと同様に、「法」概念を「国家法」に限定することを拒否しているのが注目される。「国家」とよば

れる「政治団体」以外の諸「団体」の「秩序」も、それが「団体」自体の「強制装置」によって保障される場合には、「法」なのである。「国家法」も「団体」の「法」もそれぞれの「秩序」の「強制の社会学的構造」からみれば同質であるというが、その理由である。「団体」の「内部秩序」をも「法」とみなすニールリッヒの「団体」論とヴィーバーのそれとの比較検討は今後の課題として、ここではただ、ヴィーバーも「国家的な法の見方」を拒否して「社会的な法の見方」を意図的に採用していることを確認しておくこととする。

「国家法」と「団体」の「法」との関連が問題となる。ヴィーバーの考えでは、「政治団体」の法強制が他の「団体」に対して事实上どこまで及ぶかは経験的な研究を要する個別的な問題である。一般的に言えるのは、「政治団体」の「法強制」が事实上他の「団体」にどこまで及ぼうと、社会的に重要な働きをしているかぎり、「政治団体」自体の「法強制」として妥当している、ということである。「政治団体」の強制手段が他の「団体」のそれに比べてより強力な場合にのみ「国家」が存在するわけではない、というのがかれの考え方である。⁽¹⁶⁾

諸々の「団体」にはそれぞれ固有の強制手段があるが、そのなかでもとくに重要なのは「団体」からの排除という手段である。「反抗的な成員に対する『私的な』共同体の典型的な法強制手段は、かれを団体から、また団体の提供する物質的・観念的な利益から排除することである。この手段は、医師や弁護士たちの職業団体においても、社交的または政治的なクラブにおいても、最後的な手段なのである」⁽¹⁷⁾。しかも、それらの「団体」の「非実力的」強制手段のなかには、「政治団体」の「実力的」強制手段よりもっと強力に作用するものもある。ヴィーバーによれば、「団体からの排除やボイコットあるいは類似の手段をもって威嚇すること」のほかに、呪術的な力というべき「現世的な呪術的な観念に由来する『利益や不利益』や「彼岸的な報償や罰が生ずるであろうと思いつさせる」宗教的な力などはその典型的な例である。⁽¹⁸⁾

総じて言えば、「国家」の「強制装置」は、すでに「法」として「妥当」している「団体」の諸規範を「国家法」の視点から否認することもあれば、有効なものとして取り扱うこともある。しかし「国家法」の視点からどのように評価されても、その「団体」の諸規範が当該「団体」の「法」として「妥当」しているという事実に変わりはない。「国家法」も、諸「団体」の「法」も、社会学的にみれば、それぞれの「法強制」のシャンスによって「保障」されているかぎりにおいて、いずれも経験的に「妥当」しているのである。国家的にはまったく「保障」されていない「請求権」であっても、それが「団体」の「強制装置」によって「保障」されているかぎり、その「団体」に「妥当」している「権利」である。ただ、このような「権利」は、その担い手が「国家」の「強制装置」に援助を求めるても援助が受けられないというだけである。⁽¹⁹⁾「国家法」と「団体」の「法」（以下△団体法△という。）との具体的な関連については、のちに「一般法」と「特別法」との関連として論じることにする。

さて、ヴェーバーは「権利」をどのように構成しているのかがあらためて問われる。「権利」とは「通常の場合」には、個々人が「一定の（観念的または物質的な）利益のために、その用意を整えていたる『強制装置』の援助を受けるチャンスをもつており、しかもこのチャンスが、法規範の一諒解にもとづいて妥当している—意味によって保障されている⁽²⁰⁾」ことを意味する。「権利」があるというのは、「権利」の保障を意図する「規範」（以下△権利保障規範△という）の「妥当」が「強制装置」によって保障されているという事態を、個人の「利益」が確保されるシャンス（「専有」のシャンス）という視点から言い表したものにはならない。ここでいわれる「規範」も「国家法」に限定されではないので、「権利」概念も「法」概念に対応する広さをもつて居るといつてよい。

いわば「権利」の「限界的ケース」ということにならうが、ヴェーバーの用語法をみると、△権利保障規範△によらない「権利」概念すなわち具体的な「特権」としての「権利」概念があることが看過されてはならない。例え

説ば、君主自身の政治権力が、なんらかの「財産権」と同様に、正当に取得された「主観的権利」とみなされ、さらにその君主が他のひとびとに君主の保障のもとに「主観的権利」(特権)を授与するような場合である。⁽²⁾このような「主観的権利」=「特権」は君主の裁判所で尊重されることになる。このような場合には、「客観的法」と「主観的権利」との区別がなくなり、「法秩序」は「純然たる諸特権の束」という性格をとることになる。⁽²⁾このような「特権」も、「国家アンシニタルト」における「権利」のように「客観的法」に基づく「主観的権利」ではないが、その扱い手に「利益」を確保するシャンスの源泉となっているのである。ただ「客観的法」というには、人的「特権」から離れたザッハリッヒな内容をもつ「法」でなければならない。ヴィーバーが「客観的法」を「権利保障規範」と「行政規則」とに類型化していることは、のちに「法」領域の分化論でみるとおりである。

さて、すでにみてきたように、ヴィーバーは通常の「法」概念をきわめて広く定義しているとはいって、実質的な社会科学的研究では「法」に「問題的限定」と「方法的限定」とを施しているのが注目される。まずかれは三つの意味において△問題的限定▽を施している。第一の限定は、「問題を単純化するために、われわれが『法』という言葉を使う場合、法強制によって直接に保障されている規範だけを考えることにたい」という意味における限定である。「間接的に保障された法」ないし「保障されていない法」も一般的な「法」概念に含めながら、「問題を単純化するため」という理由で、実質的な研究の対象とする「法」を「強制装置によって直接保障された法」だけに限定しているわけである。第二の限定は、秩序の経験的「妥当」が個人に「計算可能なシャンス」を提供する仕方に関わる。ヴィーバーはそのような提供の仕方を、法規範の一誤解に基づいて妥当している—意味が個人にそのようなシャンスを保障する場合と、そのようなシャンスが「規範」の経験的「妥当」の「反射的効果」として与えられる場合とに類型化しているが、これまた「問題を簡単にするために、『反射的効果』の形で与えられるシャンスはさしありまつた

く考察の外に置く」と述べている。これは「主観的権利」のケースと「行政規則」のケースと区別して、前者に限定するという趣旨である。しかしこの限定は厳格になされているわけではない。さらに第三の限定は、「経済と社会」第七章「法社会学」では、主として「経済的に重要な法」たるいわゆる「私法」と「民事訴訟」に関する「法」領域が取り上げられているという意味における限定である。⁽²⁵⁾ これは第二の限定と大きく重なるが、より実質的な意味を有する限定である。これも、厳格に守られているわけではないが、ヴェーバーの「法」社会学理論の全体像を再構成する場合には、とくに留意されねばならない。

つぎに△方法的限定▽というのは、△方法意識▽に基づいた限定、すなわち「理解社会学」の方法に基づく「行為理論」的な限定である。一般の社会成員の「法秩序」志向的な行為や「強制装置」を構成するひととの行為（「法強制」行為）のシャンスの次元で「法秩序」が説明されていることである。したがってこれにも二つの限定が区別される。第一の限定は、行為者集団の「主観的意味」連関の△解釈的解釈▽から離れて、「法秩序」の単なる形態論や構造論、機能論が展開されているわけでもなければ、「法秩序」を志向する「心理的過程」論や「心理的」動機論が展開されているわけでもないことがある。もつとも、構造論や機能論ではないという意味における方法的な限定は必ずしも徹底されているわけではない。というよりも、『法社会学』にはむしろ「法秩序」の「構造的」説明や「機能的」説明が積極的に提示されてもいるからである。しかしそれらの説明も、行為者集団の行為のシャンスに理論的に翻訳されよう的な仕方ににおいてなされていることは認めてよいであろう。第二の限定は、行為連関の△因果的説明▽を離れて、法思想や法理論による「法秩序」の内在的な基礎づけや、より高次の宗教思想や倫理思想による「法秩序」の基礎づけが展開されているわけではないことである。このような△方法的限定▽によって、ヴェーバーは「法秩序」と行為者との主体的なかかわりを問う視点をあくまで重視しながら、「法秩序」を「実体化」してしまう立場や思想を

説 拒否しようとしたのである。

論

注

(1) 『経済と社会』第二部の「法秩序」論には、「ゲマインシヤフト行為」「ゲマインシヤフト」「ゲマインシヤフト関係」「ゲゼルシヤフト関係」「諒解ゲマインシヤフト」「固体」「アンシニタルト」といった用語がみられるが、これらの概念の用語法は、『カテゴリー』のそれと連続しているように思われる。

また「ゲマインシヤフト行為」と「ゲマインシヤフト関係」の意味はそれぞれ『基礎概念』にいう「社会的行為」と「社会関係」にほぼ相当している。そして「秩序」が「妥当」している「社会関係」は「諒解ゲマインシヤフト」と「ゲゼルシヤフト関係」とに類型化され、「秩序」の「妥当」している「ゲマインシヤフト」は「固体」と「アンシニタルト」に類型化されている。「諒解ゲマインシヤフト」は行為の次元では「諒解行為」と言い表される。したがって『基礎概念』における用語法とはちがつて、「ゲマインシヤフト関係」と「ゲゼルシヤフト関係」が明確な対概念として構成されているわけではなさそうである。

また『経済と社会』第二部の「法秩序」論では、「カテゴリー」においてと同じく「諒解」概念の重要性が目につく。まず、ひとりの「ゲマインシヤフト関係」のために「諒解」にもとづいて妥当している「秩序」とか、「諒解にもとづいて」期待する、「規範の一諒解」にもとづいて妥当している一意味」とかといった用語法では、「諒解」概念は「秩序」ないし「規範」の経験的「妥当」を支えている行為者の「主観的意味」のありかたを表しているのはあきらかである。すでにⅡの二において、われわれが「諒解秩序」と「制定秩序」とを対概念として方法的に構成したことここで想起されねばならない。この対比はなによりも「秩序」形成が「諒解」によるのか「制定」によるのかに着目したものであるが、「諒解」の意味は「秩序」形成のひとつの要因というだけことどまらない。いずれの「秩序」が「妥当」するのも「諒解」に基づいてである。 \wedge 制定秩序も経験的には「諒解」もとづいて妥当するのであるから、「諒解」は「秩序」ないし「規範」の「妥当」を支えている行為者の「動機」のありかた（いわば「規範」に「拘束力がある」という観念）をも意味している。『基礎概念』の用語法に置き換えれば、この意味における「諒解」は、「秩序」の「正当性の信念」に相当することができる。また \wedge 諒解秩序

マックス・ヴューバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

は「法秩序」を意味する場合もあるとはいえ、主として「法律秩序」を指している。

このように、「諒解」は、それが用いられる文脈によつては、第一に「秩序」の形成要因のひとつであり、第二に、「秩序」の「正当性の概念」であり、第三には「法律秩序」を指しているが、ふうりどができる。

指摘にあるように、ヴューバーは「強制装置」による「法」生成と並んで、「メイン・シナフト関係」にあるひとびとの「諒解行為」による「法」の確認・定立を重視している。氏は氏自身のシステム的用語をもつてそのような「諒解行為」による「法」生成をメイン・システム自体が自己のルールをみずから確認し、設定することだと言い表している。これと対比すれば、「強制装置」による「保障」の次元は、そのメイン・システムに対するフィードバック・システムにあたることになる。それに、ヴューバーが「諒解行為」とその「保障」された形態である「法秩序」への関連を必ずしも明確にしていないという指摘も正しいといってよい（石村善助『法社会学序説』（岩波書店、一九八三年）三四六頁—三四七頁参照）。

なお、われわれはすでに本稿において『理解社会学のカテゴリー』と『社会学の基礎概念』との基礎概念の用語法上の違いに言及したが、『経済と社会』における第一部（とくに『基礎概念』）と第二部との概念構成の相違、第一部と『理解社会学のカテゴリー』の後半（第四—第七章）との相互的呼応を検証していくのは、折原浩「カーラー〔1911—1913草稿〕の再構成によせて—『経済と社会』編纂史の問題状況と批判的再構成への方針提起—」（東京大学教養学部「社会科学紀要」第三五輯）である。折原氏は、ヴィンケルマン編纂の『経済と社会』に対するテンブルックの批判を重要な問題提起として受けとめたながら『経済と社会』に関する氏自身の厳密なチェック・クリティーカを例示していく教えられるところが多い。

- (2) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Fünfte Revidierte Auflage, 1976(エム・W.u.G. エス・アーヴィング), S. 187 [世良晃高訳『法社会学』（以下、世良訳と略す）] [九頁]。
- (3) A.a.O., S. 187 [世良訳、二九頁]。
- (4) A.a.O., S. 188 [世良訳、三四頁]。
- (5) A.a.O., S. 188 (世良訳、三四頁)。いやは、ヴューバーは慣習化したるに「革新」をもたらす諸個人の影響の心理的过程を把握する試みに、ヘルバッハの対比的形式を援用してゐるやであるが、「異常な」体験をする能力のある諸個人が論

じられてゐるのであるから、「カリスマ」概念が使用されてもよきやうなところである。この時点ではまだ「カリスマ」概念が使用されていないところから判断すると、『経済と社会』第二部第一章は第七章よりも早い時期に書かれていることが推測される。もともと第七章でも、「革新」の成立が「ねむ」「カリスマ的」有資格者の行為によるものとみなされているわけではない。ヴィーバーのこの時期以降の「支配」論、「法創造」「法発見」の類型論をふまえれば、このような諸個人の「異常な」能力は「カリスマ的」資質として説明されるはずである。なお、ヴィーバーにおける「カリスマ的支配」概念がどのように形成されていったかを詳細に検討したものとして、佐野誠「カリスマ法制化への過程（一）（二）完」〔『法学論叢』、第一一八卷第一号、同、第一一九卷第五号所収〕が注目される。

(6) A.a.O., S.188 (世良訳、三四頁)。世良訳では「暗示」と訳され、「Eingebung」及び「暗示」という語が通常想起する意味よりも強い意味を帯びてゐるようと思われる。折原氏は「鼓吹」〔『社会科学紀要』第三五輯、一五一頁〕と訳しており、厚東氏は「当為教唆」〔『世界の名著ヴィーバー』（中央公論社、昭和五〇年）五〇五頁〕と訳している。

(7) ヴィーバーは「習俗」から「習慣」に移行する過程、したがつて「慣習化」したものの志向が「ダメインシャフト行為」の「諒解的」性格に、すなわち慣習化した行為に「拘束性」があるという観念に移行する過程を解説する手がかりを「民俗学」的諸研究に期待しているようみえるが、「慣習化した行為」から「拘束性」の観念への進歩が発生する分野、範囲、内容についての「民俗学」的研究自体は「今日やゝときわめて不明確な形で知られるようになつたばかり」であるとみてよい〔A.a.O., S.188 (世良訳、三四頁)〕。また、「習俗」から「法秩序」への過程のどの段階で「法的義務」という観念が主観的に意識されるみると、さかだ、「まゝたく用語法と合目的性の問題」であるといふ。そしてヴィーバーはあくまで経験的な社会学にとって有効な形で「拘束力ある規則」という観念の生成過程をどのような分析枠組によつてとらえるかを問題にしてゐることがわかる。いわゆる「法的義務」の観念といふ、「拘束力ある規則」という観念といふ、行為者のいだく観念であるが、まだ『経済と社会』第二部の段階では、「基礎概念」の場合とちがつて、それらの観念は「秩序」の「正当性の信念」として洗練された形で理論化されてゐるとはいえない。

- (8) A.a.O., S.191 (世良訳、四四頁)。
- (9) A.a.O., S.182 (世良訳、五頁)。
- (10) A.a.O., S.185 (世良訳、一一一頁)。

マックス・ヴニーーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

- (11) A.a.O., S.185 (世良訳、111頁)。
- (12) A.a.O., S.186 (世良訳、115頁)。
- (13) A.a.O., S.183 (世良訳、九頁)。
- (14) A.a.O., S.183 (世良訳、八頁)。
- (15) A.a.O., S.183 (世良訳、八頁)。
- (16) A.a.O., S.184 (世良訳、110頁)。
- (17) A.a.O., S.185 (世良訳、111頁)。ただ、近代の「政治団体」は、いのうな私的「団体」に完全な「自治」を許容してしまわねばならない。ヴニーーバーによれば、「政治団体」はそれらの「団体」の最終的な強制手段に対する監督権なし再審査権を持つでいることがきわめてしばしばなるのである [A.a.O., S.186 (世良訳、111頁)]。
- (18) A.a.O., S.184 (世良訳、一九頁—110頁)。
- (19) A.a.O., S.185 (世良訳、110頁)。ヴニーーバーはオーストリアにおけるスラブ人の「シャードルガ」を例示してくる。かれは「スラブ」「シャードルガ」の諸秩序は国家から法的に保障されていなかつただけではなく、「部分的には公式の法と矛盾しない」のである。それにもかかわらず、ヴァードルガを基礎づけている誤解行為は、その諸秩序を保障するための独自の強制装置をもつてしているのであり、したがつてこれらの諸秩序は、やはり「法」を形成しているのである [A.a.O., S.185 (世良訳、110頁)]。もちろん、このように「國家法」と矛盾する「団体」の「法」はこれだけにとどまらない。
- (20) A.a.O., S.184 (世良訳、一八頁)。いじだけをみるとやはり、「権利」は「基礎概念」におけるように「専有されたシナヘク」として構成されていな、ようと思われる。いじでは「権利」は「社会関係」の対外的閉鎖から導出されるのではなく、「法規範」観念を前提として定義されといふこと、えぞうである。「経済と社会」第二部第二章では、かれは「共同体内部の「閉鎖化」の様々の段階を、「共同体によくて独占された社会的および經濟的シャンスの専有の段階」とよぶが、」の「専有の段階」論は「法規範」論とむすびつけられてくるとはいえないようである。「専有」理論という視点からヴニーーバーの法理論を解説したるものとしては、なによりも名和田是彦「マックス・ヴニーーバー法理論の基礎的枠組について—「専有」理論、「行政」理論及び法規範論—」(『社会科学研究』第三六卷第一号)が参照されねばならない。

- (21) A. a. O., S. 485 (世良訳、四四二頁)。
- (22) A. a. O., S. 485 (世良訳、四四一頁)。
- (23) A. a. O., S. 183 (世良訳、八頁)。
- (24) A. a. O., S. 184 (世良訳、一九頁)。
- (25) A. a. O., S. 394 (世良訳、九五頁)。

② 「統治」と「法」との分化

すでに①でみたように、ヴェーバーの「法秩序」概念は「秩序」の「妥当」の「保障」次元に重きを置いて構成されているので、ここではまず「統治」と「法強制」がどのように区別されているかが問題となる。

ヴェーバーによれば、「一つのゲマインシャフト関係の強制装置を形成している人々がおこなう組織的な『機関行為』も、そのすべてが法強制に向かっているわけではない」。⁽¹⁾「法強制」とは「その行為の妥当する意味が、秩序の遵守をもっぱらそれ自体として実現することにある、というような機関行為」⁽²⁾すなわち「秩序が拘束的に妥当するものとみなされているが故に、まさにこの理由からして、純粹に形式的に秩序の遵守を実現する」⁽³⁾機関行為だけを指示しているのである(傍点・ヴェーバー)。したがって「一その妥当する意味にしたがえば—あるいは合目的性の諸理由やあるいはその他の実質的な諸条件から、秩序の遵守を実現する」機関行為は、「統治」に属する行為であって「法強制」には含まれないのである。

「」にはまず「秩序」の「妥当」が一般成員にとっても「強制装置」にとっても前提になつてゐる。そのうえで「強制装置」を構成するひとびとが純粹に形式的にその「秩序」を実現する場合にかぎつて、それらのひとびとの行為は「法強制」として位置づけられている。

このように、單に「秩序」の遵守を実現する行為というだけでは、「統治」と「法強制」ととの区別はできないのである。なによりも「機関行為」と「秩序」とのかかわり方の違いが強調されていることがわかる。「法強制」は「秩序」の「妥当」それ自体を純粹に形式的に実現することである。このことは、「機関行為」があらかじめ経験的に「妥当」している「秩序」を純粹に形式的に「保障」するのであるから、その「機関行為」を発動させる形式的な要件が「秩序」に定められていることをも意味している。⁽⁴⁾それに対して、なにか実質的な目的や理由のために「秩序」の遵守を実現する「機関行為」は「統治」に含まれるのである。ヴェーバーは「機関行為」と括弧つきで用いているが、ここではもっぱら「國家アンシニタルト」の諸機関の「団体行為」を念頭に置いているものと思われる。

以上のような「統治」と「法強制」の区別に加えて、さらにわれわれは、「団体」の公的「行政」における「統治」と「法規範」との関わりを類型的にみてみるとしよう。まず第一は「家共同体」における「統治」の始源的形態、つぎは「家支配」原理がある種の政治権力に転用された形態とされた「家産制的」団体における「統治」形態（インペリウム）、最後は「国家アンシニタルト」における「統治」形態である。

すでにわれわれは基礎概念論において「支配団体」の「正当性」の内的構造における「支配」と「秩序」の関連づけに触れたが、ここではこの問題を「統治」と「規範」との関連として論じようというわけである。

まず「家共同体」における「統治」の始源的形態はどのようにモデル化されているだろうか。始源的には「法創造」「法發見」および「統治」の区別は明確ではないから、「統治」の原型を探ることは、とりもなおさず公的な「行政」の原型を探ることでもある。ヴェーバーによれば、「行政」の始源的担い手は家支配である。⁽⁵⁾しかもこの「家支配」は始源的には「無制約」である。家権力に対する服従者は家長に対して「主観的権利」をもつていなければ、家長の行動を拘束する「客觀的規範」も「たかだか、家長の行為に対する呪術的制約からの他律的な反射的効果として存在す

るにすぎない」⁽⁶⁾ からである。そしてつぎの指摘は重要である。すなわち「一方では、家共同体の内部には家長の原理的にはまったく無制約な行政があり、他方では、ジッペ相互間には一職罪契約および証拠契約にもとづく一仲裁手続があり、この両者が併存しているということも、始源的な事態であった」と。ヴェーバーによれば、そもそも「法的」取扱の端緒が見出されるのは、ジッペ間の仲裁手続においてだけなのである。ジッペ間の仲裁手続が「法発見」の「原始的形式」であったと同様に、「家長」の手続は「統治」の「原始的な形式」であったというのがかれの基本的な認識である。⁽⁸⁾ もっとも、「家共同体」の家父長制的権力は最初はジッペ権力の介入によって、次いで宗教的および軍事的権力の介入によって外的には制限されることがあるとはい、その内部ではおよそ「法規範」に拘束されることはあるのである。

このようにみてくると、ヴェーバーは、「家共同体」内部の無制限な家父長制的な権力には「正当な」命令とそれを「正当化する」規範〔行政規則〕との区別は原理的に存在しないと考えていることがわかる。このような区別が相対的に観念されてくるのは、「家産制的」団体の「インペリウム」が成立した場合である。

ヴェーバーが「インペリウム」と名づけた原始的な家父長制的な権力は、ある種の「家産制的」な政治権力といつてよいと思われる。これは次第に「法規範」による拘束を受けるようになつていった。⁽⁹⁾ 「インペリウム」に対する制限には「権力制限」と「権力分割」という二つの形態がある。前者は「インペリウム」がそれに服している者たちの「主觀的権利」と衝突している場合であり、後者は「インペリウム」がそれと同等のまたはそれよりも優越的な別の「インペリウム」と衝突し、この別の「インペリウム」が妥当していることに自己の制限を見出す場合である。⁽¹⁰⁾ そしてこのような制限の範囲においてのみ、命令権力の保有者は「命令」の権能を有するのであり、そのような権能に基づく「命令」だけが「正当性」をもつことになる。ただ留意する必要があるので、団体成員の「主觀的権利」が

「インペリウム」を制限しているといつても、その「権利」が「客観的法」としての△権利保障規範△によるものとはかぎらないことである。むしろ「家産制的」団体が身分制的な構造をもつ場合には、「権利」はもっぱら具体的な「特權」という性格をもつ。「インペリウム」の分割を規定しているのが△行政規範△であるならば、「インペリウム」の機能の「正当な」範囲をこれによって限界づけることができるであろう。しかしこの場合の機能は、依然として「インペリウム」の担い手の具体的な法的資格であって、「客観的規範」に基づくザッハリッヒな「権限」ではない。「正当な」命令権限とこれらを「正当化する」規範が眞に明瞭に区別されるのは、「国家アンシニタルト」においてである。

ヴェーバーによれば、近代的な「国家アンシニタルト」は「その本質において、一定の諸インペリウムの一一定の規則によって選抜された一担い手たちの組織体であり、これらのインペリウムはこれまで権力分割の一般的な諸規則によって外部に対して相互に限定されており、同時にまた、そのすべてが制定規則による権力制限によって、それぞれの命令権力の正当性の内的限界をもつていて、という仕組なのである」。⁽¹²⁾ 「国家アンシニタルト」では、ここでの「インペリウム」は「権限」と呼ばれる。そして近代の「統治」は、「制定規則」に従い、「官僚制的」行政スタッフの「正当な権限」に基づいてその活動を展開することになる。△行政規範△は「命令」の「権限」を「正当化」するばかりでなくその「正当性」の範囲を限界づけているが、それと同様に、△権利保障規範△は成員の「主観的権利」を「正当化」するとともに、それを形式的に「保障」している。一般成員は△権利保障規範△に照らして自己の「権利」主張を「正当化」することができるだけでなく、「強制装置」の援助を求める場合には、その「権利」主張を「規範」に照らして形式的に「保障」してもらうことを期待することができる。

さて「國家アンシニタルト」的な「統治」が客観的「法規範」と「主観的権利」とによって制限されているという

ことは、二つのことを意味する。すなわち「積極的には、統治そのものの管轄権の正当性根拠」を意味する。「統治」は終局的には「国家アンシニタルト」の「憲法」規範による「授權」に基づいて「正当な」権限を行使すると考えられている。第二に「消極的には、統治の自由な運動の制限」を意味する。⁽¹³⁾この「制限」の範囲内では「自由」な「統治」が展開される。この「自由な運動」の制限を越えていけば「权限」の「正当性」が問われることになる。二重の「制限」のもとにあるという点では、「統治」も「法創造」や「法発見」と同じである。そうだとすれば、「統治」に特有の本質はどこに求められるのだろうか。ヴィーバーによればこうだ。すなわち、「現行の客観的法を—それが現に現行法として妥当しており、既得の諸権利がそれにもとづいているというだけの理由からして—尊重し実現することだけをその目的としているのではなく、他の実質的な諸目的—政治的・倫理的・功利的あるいはいかなる性質の目的であれ—の実現をその目的としている」という点にある⁽¹⁴⁾。ここにいう「現行の客観的法」には、△権利保障規範▽も△行政規範▽とともに含まれているといつてよい。実質的「目的」のために「規範」の実現をめざす「法政策」的行為は「統治」に属するという意味では、「法強制」は狭く厳密に捉えられているといつてよい。

さてここでヴィーバーは近代国家では「法発見」と「統治」とを相互に形式的に近づける傾向があると指摘しているのが注目される。司法の分野でも、今日の裁判官は実質的な諸原則、すなわち倫理・衡平・合目的性にしたがって決定を下すよう期待されることがまれではない⁽¹⁵⁾といつてよい。他方では、今日の国家組織は「原理的には行政の客体にすぎない個人」に対しても、「行政裁判」という「かれらの利益を擁護するための手段」を与えていた⁽¹⁶⁾。これは「法発見」への「行政的考量」の導入であるといつては、「法創造」に対しても接続していくことになる。それでも、「統治」と「法創造」・「法発見」との概念的な対立は除去されることはないのである。

」のようにみると、ヴェーバーは「統治」と「法創造」・「法発見」との区別を、近代の公的「行政」を社会学的に研究するのに有効な理論的枠組としているのがわかる。しかも「國家アンシニタルト」における「統治」は二重の意味で法的制限のもとに置かれているが、それでも「統治」の本質を「もともと失いはない」のはもとよりである。「官僚制的行政」についてのべきの指摘は重要である。「われわれにとって決定的なことは、眞に官僚制的な行政の一切の行為の背後には、原理的に言って、合理的に議論しうるような『理由』の体系——すなわち、規範への包摂あるいは目的と手段との考量のいずれか——が存在している」ということだけである。⁽¹⁸⁾ たしかに「法創造」と「法発見」を除く本来の「行政」（統治）は「個性的なものの自由と支配」を要求するのが常であるが、その場合には「一般的規範」は官僚の「統治」活動に対する制約としては消極的役割を果たすにすぎない。⁽¹⁹⁾ そうだとすれば、「統治」の本質と考えられているのは、合理的に議論しうる「目的と手段との考量」ということになる。「統治」ではなくによりも「『没主観的』目的の支配や」の目的に対する合理的な考量と献身とが、常に行動の規範として存在している⁽²⁰⁾のである。「法発見」が「規範への包摂」的思考の内部に「目的—手段」的思考を導入したり、その反対に「統治」が「目的—手段」的思考に仕える形で「一般的規範」を利用したりしても、「法発見」とその執行とを含む「法強制」は「統治」から理論的に区別されうるというのが、ヴェーバーの考えにはかならない。

注

- (1) Max Weber, W.u.G., S.182（世良訳、七頁）。
- (2) A.a.O., S.182（世良訳、七頁）。
- (3) A.a.O., S.182（世良訳、七頁）。
- (4) 「の点を明確に指摘してゐるのは、クロンマンである。かれは、ヴェーバーが法規範を定義するのに、法規範の内容や、

法規範と関連した制裁や、法規範の制定（創設）の仕方ではなく、そのような規範の執行のそれ方を決定的に重視しているに注目している。クロンマンの見解は概略つきのようなものである。ヴィーバーによれば、法規範は専門のスタッフによって執行される。独立した専任の強制スタッフの存在によって、法は習慣と道徳から区別される。通常、専任のスタッフの存在が意味するのは、共同体のなんらかの自己同一的な下位集団（「法的官吏」の階層）が共同体の法を強制することにもっぱら責任を負うということである。さらに「専任のスタッフの觀念があらうひとつの、おそらくもつと基本的な意味をもつと思われること」を示唆するヴィーバーの記述が重視される。すなわち「共同体」の全構成員が「強制装置」とみなされうるという「強制装置」の限界的なケースによれば、決定的に重要なのは「強制装置」の存在ではなく、その発動が義務づけられる条件が明確に定められていることである。

クロンマンが鋭く指摘しているように、ここには、法体系が他の規範的秩序から区別されるのは、法的官吏という分化された下位共同体の存在によってではなく、だれが侵害を処罰すべきか、罰はどのような形態を取るべきかを特定する規則または規則の体系の存在によってであるという考えが示唆されている。こののような考え方によれば、法秩序と道徳（習律との区別は、その制裁の過程が明確な規範によって規制されているという）にある。ここで制裁の過程というのは、直接に行為に適用される第一次的規則の侵害が確定され处罚される過程を意味するが、その過程のために明確な規則が設けられている場合に限って「法秩序」があると定義づけられることになる。」のように、ヴィーバーは第二次的ないし制裁的なレベルに拘束的規範が存在するかどうかによって、法を他の社会規範と区別するという試みを示唆している、というのがクロンマンの解釈である。かれがこのようないくつかの議論をふまえて、「第一次的ルール」と「第二次的ルール」との区別とその結合に関するハートの議論をふまえて、ることは言うまでもない。

『基礎概念』の「秩序」論を見るがぎりでは、「法」と「習慣」とを区別する標識は前者には「強制スタッフ」による「秩序」の外的保障があることにもとめられており、かならずしもクロンマンの提示したような標識が明確にされているとは言いたい。しかし『法社会学』第二部に構成されている理論的枠組では、クロンマンが示しているように、ヴィーバーの「法」概念の特徴は、「強制スタッフ」の存在それ自体ではなく、「強制スタッフ」による「強制」の發動が「秩序」づけられていることにあると考える」ことができる（Vgl. Anthony T. Kronman, Max Weber, 1983, S. 28-34）。わが国ではすでに、六本佳平「M・ヴィーバーの『法』概念の構成」（三島武宣編集『法社会学講座』第三巻、一六五頁—一六九頁）がこ

心地よい出発は拘束していたのが想起される。

(5) Max Weber, a.a.O., S.389 (半良訳、七三頁)。たゞ、ソリヤーの「行政」Verwaltung は、半良訳では「管理」と訳や
ホーリー。われわれがいわば「混沌」の原始的形態であるとみなされてしまうとするを考慮して、「行政」と訳してみた。

- (6) A.a.O., S.389 (半良訳、七三頁)。
- (7) A.a.O., S.389 (半良訳、七四頁)。
- (8) A.a.O., S.389 (半良訳、七四頁)。
- (9) A.a.O., S.393 (半良訳、九二頁)。なお、ウニーバーはいつものように述べている。すなわち「公法」にせよ、「私法」。
『刑事訴訟法』・『宗教法』にせよ、それらが一學問的な考察の独自の対象として一萌芽的な形ででも成立するにしたるのだが、
少なくとも和のよかなんなかの諸規則の存在が一事実上拘束力をもつて妥当する諸規範の複合体として一確認されるるふ
べにだいぶかひのじゆぢある」と[A.a.O., S.393 (半良訳、九三頁)]。
- (10) A.a.O., S.393 (半良訳、九三頁)。
- (11) A.a.O., S.405 (半良訳、二九二頁)。
- (12) A.a.O., S.393 (半良訳、九四頁)。
- (13) A.a.O., S.389 (半良訳、七一頁)。
- (14) A.a.O., S.389 (半良訳、七一頁)。
- (15) A.a.O., S.389 (半良訳、七一頁—七三頁)。
- (16) A.a.O., S.389 (半良訳、七三頁)。ウニーバーはいつものよかにや述べる。すなわち「法発見の領域においても、官僚制的
裁判官が、立法者によって、直接「個性的」法発見をおこなうように指示されてしるような分野もあるのである」と[A.
O., S.565 (半良訳『支那の社会学一』九八頁)]。
- (17) A.a.O., S.389 (半良訳、七三頁)。
- (18) A.a.O., S.565 (半良訳『支那の社会学一』九九頁)。
- (19) A.a.O., S.565 (半良訳、同書、九八頁)。
- (20) A.a.O., S.565 (半良訳、同書、九八頁)。

(2) 「一般法」と「特別法」との関連

すでにみたように、ヴューベーの「法」概念には「政治団体」の「法」だけではなく、それ以外の「団体」の「法」も含まれているのだから、より具体的な水準では「政治団体」の「法」(「国家法」)とその内部の「団体」の「法」(「支配団体」)との関連が問題とされねばならない。すでに基礎概念論においてみたように、「社会関係」論においても「支配団体」論においても「対外的」—「対内的」の軸は類型構成上の重要な指標のひとつであつたし、とりわけ「支配団体」論では「秩序」制定の「自律性」—「他律性」の軸が構成されていたのが想起される。これらの軸は、実質的な社会学的研究を規定している理論的枠組では、「政治団体」とその内部「団体」との相互関係にかかる分析軸として「特別法」概念に具体化されていふところ」とができる。

実質的な社会学的研究には、多様な形態の「特別法」概念が構成されているが、いざれの「特別法」も「政治団体」の「一般的に妥当する規範」(「一般法」という観念を理論的に前提しているといつてよ)と思われる。「特別法」概念のゆき歴史性をひとまず捨象して「政治団体」との関係のありかただけに着目してみると、「特別法」は「政治団体」に対抗してその内部の「団体」自体によって「自律的」に形成された「法」と、「政治団体」からその内部の「団体」に「他律的」に「授与」された「法」とに類型的に区別される。それぞれを△自律的特別法、△他律的特別法」と名づけることができる。

ヴューベーによれば、「特別法は、過去においては、通常、『自発的な』法 „gewillkürtes“ Recht という形で成立した。換言すれば、特別法は、〔1〕伝統によつて、あるじば、〔2〕『身分的な』諒解共同体や組織された『アイスタン』 Einungen やの合意による定立によつて、創造された法であった。すなわち、それは、自律的に定立された秩序と云ふ形で、成立していたのである」。用語法上理解しにくい内容を含むが、△自律的特別法△が「特別法」の伝統

的な通常の形態であると位置づけられていることはよくわかる。

それでは、「特別法」が「自律的」であるといえるための要件はなにか。かれが提示しているのは、つぎの四つの要件である。⁽²⁾（1）なんらかのメルクマールによってその範囲を限界づけうる人的集団が存在していること、（2）この人的集団が、諒解または制定規則によって「特別法」に服していること、（3）その「特別法」がその人的集団によって原理的には自立的に変更されうこと、（4）この人的集団が、法定立を独占しつつある「政治團体」と関係づけられていること、である。この（4）の要件については、「自律」概念は「政治團体が、自己の機関以外のものによる客観的法の創造を容認し、あるいはそれを直接的に保障しているという觀念」⁽³⁾を含んでいるというかれの指摘があるが、これは「自律」の最も典型的な場合だと思われる。実質的な社会学的研究をみると、（1）（2）（3）の要件を共通にしながら、（4）の要件、すなわち「政治團体」との関係のしかたの違いによって、「自律」はさらに三つに区別されているようと思われる。その三つを①へ事実的自律▽、②へ特權的自律▽、③へ授權的自律▽と名づけよう。①は通常は「政治團体」が「團体」に対して支配力をもっていないために、「團体」が事実上「自律的」に「法」を形成している場合である。「自律」の意味がきわめて弱い限界的ケースである。②は「政治團体」に対抗して「團体」が固有の力をもって「自律的」法形成を纂奪している場合と、「政治團体」が内部の「團体」に「自律的」法形成を「特權」として授与している場合とがある。「政治團体」が「團体」の固有の力を統制する官権的な支配力をもちえていない場合である、と言いかえてもよい。近代以前においては、「特別法」は「大部分、相互に独立的な種々さまざまの諒解共同体や組織されたアイヌングによる自律的な纂奪によって、創造され・形成されてきたもの」⁽⁴⁾である。③は「政治團体」の「授權」によって「團体」が「自律的」に法形成を行っている場合である。近代の「國家アシチュアルト」は「法」創造の「正当な」独占を要求するので、近代の「特別法」にみられるのはもっぱらこの③で

ある。そして①②③は、きわめて巨視的に類型化されたレヴィルにおいてではあるが、①から②を経て③へと歴史的に移行すると考えられてよいであろう。

論

つぎに「特別法」が「他律的」というのは、「政治団体」が他の「団体」に対しその内部でのみ妥当する「法」を授与することである。これは「国家法」としての「特別法」であって、「団体」 자체が定立した△「団体法」△としての「特別法」ではない。「特別法」とはその妥当範囲がなんらかの標識によって限定された「法」のことであるから、「自律的」に定立される「法」に限られるわけではない。たとえば、君主がかれの人的従士団、かれが任命した官吏、かれの軍隊などのために制定した「法」や、「正当な」法創造の独占を要求する「國家アンシチュアルト」が授与した「軍事法」とか「官吏法」などは△「他律的特別法」△の例である。もちろん「団体」の「法」はすべて「政治団体」から授与されるわけではないから、一つの「団体」に△「自律的特別法」△と△「他律的特別法」△が共存することがあることは言うまでもない。

ここで注意を喚起しておきたいのは、ヴューバーが、それまで「法学」内部で「慣習法」概念を用いて論じられた「非制定法」の問題をこの「特別法」理論によってとらえかえしていることである。ヴューバーのつぎの指摘は重要である。すなわち「後期ローマや中世の人たちが問題としていたのは、常に、普遍的な妥当力を要求する合理的な法と、現存の地方的（または民族的）な法との間の調整という類型的な問題であった。後期ローマ帝国の場合には、帝国法と諸属州民の民族法との対立が問題であったし、イギリスにおいては、コモン・ローの全国法と地方法との対立が、大陸においては、繼承されたローマ法と民族法との関係が問題になっていたのである。普遍法に抵抗したこれらの地方特別法だけが、法律家たちによつて、右の「慣習法の」定義の中にいれられ、その妥当が前述の諸前提に結び付けられていたわけである。また、一普遍法だけが唯一正当な法として登場していたわけであるから、一おそらく

そのようにとり扱うしかなかったのであった。⁽⁶⁾ 社会学的にみれば「普通法だけが唯一の正当な法」ではないから、「地方特別法」も「法学的思考」にとらわれない理論的枠組のなかでもうと正当にとり扱われるという含みが、これから読み取れる。ヴェーバーの「特別法」概念は、「地方特別法」を「政治団体」に関連づけてもつと経験的に理論化するためには効果的な方法概念としても提示されている。「政治団体」の「普通法」に対抗する他の様々の「団体法」はすべて「特別法」に含まれているから、「慣習法」として法的に論じられてきた「地方特別法」も、そのような「特別法」のひとつとして位置づけられているといふことができるはずである。

それでは、以上のことをふまえたうえで、「特別法」をもう少し歴史的にみるとどうなるか。このような歴史的な視点からヴェーバーの「特別法」理論を検討したものとして注目されるのは、名和田是彦氏の論稿⁽⁷⁾である。氏は「特別法」理論が「抽象的な枠組である専有理論を、政治団体とその部分団体の関係というやや具体的な場面において発展させた理論」であることを論証している。⁽⁸⁾ 氏は、前近代—近代の二分法に基づいたクロンマンによる「特別法」論の不十分さを批判しながら、前近代における「特別法」を、ジッペ間の法、「属人的特別法」、「物的特別法」の三段階に区別して整理するとともに、「物的特別法」を、近代における「特別法」である「アンシニタルト的特別法」へと移行する過渡的段階として位置づけている。氏によつてはじめて「特別法」の多様な形態が体系的に解き明かされたといふことができる。われわれも、氏の類型的区別を手がかりにしながら、ヴェーバーの「特別法」論を歴史的な視点から簡単にみておかねばならない。

まずジッペ間の「法」であるが、名和田氏は、ヴェーバーがジッペ間の「法」を「国家アンシニタルト」形成以前の「特別法」の第一段階としてひとまず位置づけていると解釈している。そのうえで、「政治団体」の形成以前の時期には「一般法」は存在しないから、ジッペ間の「法」を「特別法」だと言うのはやや無理を伴う、と氏は指摘する。⁽⁹⁾

「一般法」を前提としない「特別法」というのは比喩的な言い方であるから、確かに無理があると思われる。氏の述べているように、ジッペ間の「法」は「特別法」の第一段階と位置づけられていると解釈できそうであるが、このジッペ間の「法」は「政治団体」形成以前にまで遡行させうるのかどうかについてはまだ検討の余地がありそうである。その若干の検討は後に③「法」領域の事項的分化論のなかに譲ることにして、ここではひとまず、ヴァーバーは「政治団体」形成以降のジッペ間の「法」を「特別法」の第一段階と位置づけるとともに、これを「政治団体」形成以前にも、比喩的に遡行させているものと解釈しておきたいと思う。きわめてゆるやかな臨機的な形態での「政治団体」の形成が想定されうる場合には、そのもとでのジッペ間の「法」は△事実的自律△による「特別法」の形成に近いということになるうか。

ヴァーバーは、ジッペ間の「法」に統く前近代の「特別法」概念をさらに二つに類型化している。「特別法」の第二段階は、広義における「身分的」性質に限定された「法」である。⁽¹⁾言いかえれば、古い形のあらゆる「特別法」では「人的団体に所属する特定の人それ自身に備わる永続的な性質」あるいは「一定の客体—それを占有する事が人的団体への所属を媒介するような客体—に備わる永続的な性質」が「法的な特権」を与えるものと考えられている。⁽¹²⁾「あらゆる特別法は、始源的には、身分的資格によって限定された人のサークルの法であった」。これは名和田氏のいう「属人的特別法」にあたる。「特別法に服するということは、最初は厳に人的な資格であり、篡奪や「特権の」授与によって獲得された「特権」であり、したがってまた参与者たちの独占権であった。参与者たちは、特別法の適用を求める権利をもち、「法仲間」になつたのである。⁽¹³⁾これは△特権的自律△による「特別法」であるといってよい。このように、「人的団体」の「法」△特別法△に服することは、その「団体」の参与者が独占する「特権」であった。その持ち主は「特別法」の適用を「主観的権利」として要求できたのだから、この「特権」は「特別法」的「権利」

とよばれてもよいであろう。

ところで、「身分的資格」によって限定されていた人的サークルが独占的に専有していた財貨が分化し、経済的に窮屈になるにつれて⁽¹⁵⁾、はじて経済的発展とともに、社会的または経済的な特殊関係という「純粹にザッハリッヒな諸関係」に妥当する「特別法」が登場することになる⁽¹⁶⁾。これは近代以前の「特別法」の第三段階というべきものである。名和田氏はこれを「物的特別法」と名づけている。ただそのようなザッハリッヒな諸関係は職業的に限定されていて「一般的なもの」ではなかつた。というのは、これらの「特別法」が妥当した諸関係は「ほとんどすべて、なんらかの身分的な—すなわち全体的な法的地位に影響するような—諸結果をもたらした」⁽¹⁷⁾からである。

近代の「國家アンシニタルト」になつてようやくこれらの近代以前の「特別法」は完全に廃止されるに至つた。だが、新たに近代特有の「特別法」が登場してくる。ヴェーバーによれば、「國家アンシニタルト」による法創造の正当な独立と「法の統一化と合理化」によって、近代的形式の「特別法」が形成されることになったのである⁽¹⁸⁾。これが名和田氏の言う「アンシニタルト的特別法」である。この場合には、「政治団体」は、「特別法は、政治的アンシニタルトの側からの許容によつてのみその効力を保つてゐるのであり、したがつてまた政治的アンシニタルトが許容する限度においてのみ効力をもつといふ要求を掲げ、また多くの場合この要求を貫徹している」のである。さらに、ヴェーバーは「市場の拡大」と「諒解共同体の機関行為の官僚制化」という二つの「合理化の力」によつて、つぎのような「授権」の形式が形成されたという⁽¹⁹⁾。すなわち、第一に「社団」に対しても規則によつて狭く限定された自律を認め、この自律は形式的には誰もが利用できるものとし、「社団」は任意のひとびとによつて結成されうるとされたこと、第二に一定の私的なザッハリッヒな法律行為によつて自発的な法を創造しうるとする範型的な授権を万人のために作り出したこと、である⁽²⁰⁾。要するに、今日では、「特別法」の支配する関係に形式的には誰でも参加することが

であるのである。これは近代に特有の「授権的自律」による「特別法」の形成である。

「特別法」の妥当範囲を画定する標識を比較してみると、近代以前では「身分的」所屬関係が標識であるのに対して、特殊近代的な「特別法」では、一方では「個々の行為のザッハリッヒな性質（とりわけ目的合理的な『意味』）」が、他方では「経営という合理的な目的団体にザッハリッヒに（目的合理的にみて有意味に）所属している」ことが標識である。⁽²³⁾

しかしながら、ヴューバーによれば、近代と近代以前との」のような区別は単に相対的なものにすぎない。⁽²⁴⁾ といふのは、近代以前も、商業その他の純経済的な「職業」に関する法については、その妥当範囲を画定する原理はザッハリッヒな性格のものであったのであり、実質的に見れば、近代的な原理と内面的に類似していたからである。⁽²⁵⁾ 名和田氏が「物的特別法」を「アンシュタルト的特別法」に移行する過渡的形態として正しく位置づけているのもこのためである。ただ過去においては、それと並んで、「純粹に身分的に画定された妥当領域をもつ法の分裂」が「量的にも質的にも圧倒的な重要性をもっていた」ことを考慮すると、近代以前の「特別法」も単純に段階的に移行してきたわけではなく、「属人的特別法」と「物的特別法」との併存状態がみられたのである。このようにみてくると、「特別法」は「近代」と「前近代」とを対比するという視点から論じられるだけでは充分ではないことがわかる。

注

- (1) Max Weber, W.u.G., S.417 (世良訳、一八四頁)。この原文の編纂者と世良訳に対しても折原氏の批判があるが、(1)は世良訳の誤用した（折原、前掲論文、一七三頁）。
- (2) A.a.O., S.419-420 (世良訳、一九一頁—一九二頁)。
- (3) A.a.O., S.420 (世良訳、一九二頁)。

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

(4) A.a.O., S.417 (世良訳、一八五頁)。

(5) 近代的な「授権」による「自律」について、ヴニーバーがつぎのように述べているのは注目される。すなわち「形式的な法的平等に対応する一般的な授権、すなわち『人のいかんを問わず誰でも』例えば株式会社を設立する」とができる、あるいはまた家族世襲財産を設定することができるというような一般的な授権は、実際には、いうまでもなく、有産階級そのもの的一種の事実上の「自律」を作り出すことを意味している」と。というのは、「事実、有産階級だけがこの種の授権を利用しうるのである」〔A.a.O., S.419 (世良訳、一九一頁)〕。ここにいう「一種の事実上の『自律』」は「無定形な自律」ともいわれて居るが、これは「じうまでもなく單に比喩的な意味で自律という名で呼ばれるにすぎない」と断つて居る。したがって、われわれもこのような「一般的授権」による「事実上の自律」は、全く「授権」のない「事実的自律」ではなく、△授権的自律△に含まれるものと考えておけばよいと思われる。

(6) A.a.O., S.411 (世良訳、二七〇頁)。なお、ヴニーバーは「慣習法」概念を新しい法規範の成立という問題に関連づけて取り上げて居る。この概念は「普通法学」の所産であつて「慣習法」の諸定義はすべて法律的な構成にすぎないとみなしながら、かれはつぎのように述べる。「法律的な構成にとっては、一非制定法をすべて拘束力ある先例、だけにかぎるのではないか、ツィーテルマンやギールケがこの概念に与えたような洗練された形式での慣習法概念が、いうまでもなく不可欠である。この概念に対する法社会学者（ランベールやエーリッヒ）の激しい攻撃は、法学領域についていえば、私見によればまったく根拠のないものであり、法学的考察方法と社会学的考察方法とを混同していることを意味している」〔A.a.O., S.411(世良訳)、「六九頁—一七〇頁」〕。このようにヴニーバーはまず「慣習法」概念を法學的な「法源」論として不可少だと認めて居る。しかしかれは「慣習法」の法學的構成は「定立によって創造されたのではない法の経験的『妥当』」が事実上成立してくるという過程については「正しい主張をほとんど含んでいない」とみる。ヴニーバーは「誤解行為」による「法」形成論と「特別法」論のなかでいわゆる「慣習法」論の指示した問題を取り扱つて居るようと思われる。「慣習法」論のみならず、法社会学の方法論についてヴニーバーとエーリッヒとを比較しながら検討することが必要になるが、その比較検討は別稿に譲らざるをえない。なお、始原的な「法」形態についてヴニーバーとエーリッヒを比較検討したものとして、さしあたり石尾芳久「マックス・ヴニーバーの法社会学」（法律文化社、一九七一年、一八頁—三二頁）がある。

(7) 名和田是彦「マックス・ヴニーバー法理論研究序説」（一）〔社会科学研究〕（東京大学社会科学研究所要）第三七卷第一

号所収)」の2「特別法 Sonderrecht」を参照。氏は、この論稿のなかで「特別法」概念を、「政治団体」の内部の諸々の「団体」ないし「共同体」における「法」現象を解明する枠組としてきわめて鮮やかに分析している。

思うに、名和田是彦「マックス・ウェーバー法理論序説(一)」「同(11)」(『社会科学研究』第三七卷第二号所収)は、ウェーバーの法理論を体系的に構成することを大胆に試みたきわめて注目すべき論文である。氏は、ウェーバーの法に関する個々の理論断片に学ぶだけではなく、「ウェーバーの社会理論が今日の社会科学なし理謬法学」といわうとする意義を充分にくみりくすために、『法社会学』やその他の著述に断片的にあらわれた理論的モチーフをできるだけ整合的体系的に一つの「ウェーバー法理論」にまで構成しようと試みている。氏は、すでにクロンマンがウェーバーの社会理論を「近代もじゅゆのにつじての社会学」として捉え、この近代についての考え方が『法社会学』にも一貫して流れていることを明らかにしたことをひとまず評価しながらも、クロンマンの「基本的なウェーバー理解の方法である近代と前近代の対比」という「圖式」を批判している。この圖式はウェーバー理解の重要な基礎視角たりうるとしても、『法社会学』その他で豊富に展開されているウェーバー法理論の諸断片を拾いあつめ分析し一つの体系へと整理するにはあまりに一般的すぎる」というのが氏の批判の骨子である。とくにウェーバーの「前近代」はクロンマンの考えるよりもはるかに複雑であって、近代―前近代の対比という圖式ではウェーバーの法理論の全容の把握には至りえないといふことは、氏の精彩ある論証にありますといふべき示されている。

(8) 名和田是彦 前掲論文(1)、111頁。

(9) cf. A. Krouman, Max Weber, pp. 108-112. だが、クロンマンが「身分契約」と「目的契約」の区別という視点から「特別法共同体」を照明をあてて見るは重要である。クロンマンは、この「特別法共同体」の問題についてのウェーバーの議論の最も興味深い側面は「一つの類型の特別法共同体から他の類型のそれへと移行する歴史的過程についてのかれの説明である」(Ibid., p. 109)と正に指摘しているが、実際には、すでに名和田氏の批判しているように、近代以前と近代との「特別法」の基礎を類型的に対比することはむずかしいようと思われる。

(10) 名和田是彦、前掲論文(1)、一四頁―一五頁参照。

(11) A. a. O., S. 418 (世良訳、一八九頁)。ここで「身分的」性質とは、「出生や生活様式や団体への所属によって規定される人の性質(「貴族」または「騎士的な生活を送っている者」または「ギルド仲間」)」と、物の一定の社会的関係(「家人レ

マックス・ウェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

「」、「騎士領」によって規定される——しかるべき規範のしかたを通して間接的にはこれまで一定の身分的関係によって制約された一の物の性質」の両方を指している[A.a.O., S.418(世良訳、一八九頁)]。

- (12) A.a.O., S.418(世良訳、一八八頁)。
- (13) A.a.O., S.420(世良訳、一九三頁)。
- (14) A.a.O., S.417(世良訳、一八六頁)。
- (15) A.a.O., S.420(世良訳、一九三頁)。
- (16) A.a.O., S.420(世良訳、一九三頁)。ヴューベーがここで具体的に挙げている「特別法」の例は、レーニン関係に妥当した「ユーハ法」、領主の莊園の諸関係に依り妥当した「莊園法」、家人レーハに依り妥当した「家人法」、商人の財産を商人の取引上に依り妥当した「商法」、手工業の取引や經營に依り妥当した「手工業の法」などである。
- (17) A.a.O., S.420(世良訳、一九四頁)。
- (18) A.a.O., S.420(世良訳、一九四頁)。
- (19) A.a.O., S.417(世良訳、一八四頁)。「政治団体」はこのよのうだ「要求」がついに「質徹」へいざなわけではない。
- (20) A.a.O., S.419(世良訳、一九〇頁)。なお、近代において多様な特別法の形成ないし法の分裂がみられる理由は、ヴューベーによれば、基本的には二つある。ひとつは「職業分化」の進行、もうひとつは「財貨取引や經營的な工業生産やに携わる利害関係者たちの立場」への配慮の必要性の増大、である。この二つの理由から、利害関係者たちは自分たちの法律問題が事情通によって専門的に処理されることを期待するという。ただ最近時には、法の分裂のもう一つの理由、すなわち「通常の法手続の煩瑣な諸手続を避けて、具体的なケースに一層適合した・一層迅速な裁判を求めるようとする願望」の役割增大が登場してきたという指摘も重要である[Vgl. a.a.O., S.501(世良訳、五〇八頁)]。
- (21) A.a.O., S.419(世良訳、一九〇頁—一九一頁)。
- (22) A.a.O., S.504(世良訳、五〇八頁)。ヴューベーはこのよのうな近代的な「特別法」の典型を「商法」にみせる。また「特殊近代的な諸特別法に照応して、多數の特別裁判所や特別訴訟手続がある」という指摘も重要である[A.a.O., S.504(世良訳、五〇八頁)]。
- (23) A.a.O., S.504(世良訳、五〇八頁)。

- (24) A.a.O., S.504 (世良訳、五〇八頁)。
(25) A.a.O., S.504 (世良訳、五〇八頁)。

(3) 「法」領域の事項的分化

ヴェーバーは「法」領域それ自体をその領域の内容に即してどのように理論的に区別しているのだろうか。統じて言えば、「法」領域の分化についての法学的な諸概念の枠組はかれの社会学理論のなかで、「法」領域の「理念型」的分化の理論として再構成されているということができる。近代の法学的理論における区別が法学的理論の次元で批判的に吟味されているのでもなければ、法学的理論上の区別が直ちに社会学的な次元で議論されているわけでもない。法学的議論と社会学的議論との方法論的な混同を排したいというへ方法意識▽が「法」領域を把握する理論的枠組の構成の仕方のなかにも働いているのである。社会学的な議論の対象とされている場合には、法学的な理論的枠組は、もはや法学的次元にあるのではなく、「理念型」的な理論的枠組として方法的に再構成されているのである。ここで法学的な理論枠組というのは、専門の法律家集団に共有されている法学的な思考習慣を規定している基礎的な枠組のことである。

ヴェーバーは「法」現象に関する近代の法学理論（かれのいう今日の法学的思考習慣）上の区別を、総体としては「法」現象を社会学的に把握するのに有効な「理念型」的区別として承認しながら、その区別を三重の意味において相対化しているように思われる。第一は△歴史的▽な相対化である。いつの時代にもそのような区別がなされてきたわけではないということである。理論的に未分化な「法」の始源的形態と近代の「國家アンシニタルト」の「法」とを両極として、その間に理論的な発展段階が想定されているようと思われる。第二は△政治構造的▽な相対化である。「法」

や「訴訟」の形態を規定する△政治構造▽の多様性が比較分析の対象にされている。第三は△現実的▽な相対化である。近代の「國家アンシニタルト」の「法」においてすら、法学理論上の区別は、現実には一義的に明確であるとは言いたいということである。

要するに、ヴェーバーは、「法」領域の事項的な分化の仕方を規定している△歴史性▽、△政治構造性▽および△現実性▽を明確に組み込んだ社会学的な法理論を構想しているように思われる。あるいは、「法」領域の「理念型」的な区別がいわば経験的な次元で有効だと検証されるための△歴史的▽、△政治構造的▽および△現実的▽条件を明らかにしていると言いかえることもできる。

さて、ヴィンケルマンの編纂した『経済と社会』（第五版）によれば、事項的な「法」領域の分化として取り上げられているのは、次の七つの区別である。

- ① 「インペリウム」「権力制限」と「権力分割」
- ② 「法」と「訴訟」
- ③ 「請求権を付与する法」と「行政規則」
- ④ 「統治」と「行政」
- ⑤ 「刑法」と「民事法」
- ⑥ 「不法」と「犯罪」
- ⑦ 「公法」と「私法」

以上の諸概念がいずれも括弧付きなのは、その当時それらの諸概念がいずれも法学的な概念として用いられていたからであろうが、ヴェーバーはこれらを「法」領域を社会学的に認識するために有効な「理念型」的な概念、すなわち

ち、「法」現象を社会学的に分析するために発見的な価値のある概念として論じているわけである。いずれの区別も「法」の社会学理論にとって重要な区別として承認されている、というのがわれわれの理解である。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾は領域的に密接に関連しているが、そのなかでは⁽²⁾が中心であり、⁽³⁾と⁽⁴⁾はいわばその変種である。これらは、「私法」—「請求権を与える法」という概念系列と、「公法」—「行政規則」—「統治」という概念系列に二分される。まず第一に⁽¹⁾の二つの概念系列を「公法」と「私法」の分化として論じたいと思う。ただ「法」と区別される領域としてすでに言及した「統治」については、ここではとりあげない。第二に⁽²⁾と⁽⁴⁾を「刑事法」と「民事法」の分化として論じることにする。「国家アンシニタルト」との類型的な対比において多様な「インペリウム」の形態が論じられている⁽¹⁾は⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾にみる公的「行政」にも関連しているが、これにも「統治」論の一環としてすでに言及済みである。第三に「訴訟」を重視する考察が示されている⁽⁵⁾を、「実体法」と「訴訟法」の分化⁽²⁾として取り扱いたい。そして最後に、以上の三つの「法」領域の分化がまだ発生していない始源的な「法」形態とヴェーバーが考へているジッペ間の「贖罪手続」をみてみることにする。

① 「公法」と「私法」の分化

ヴェーバーは「公法」と「私法」の区別を試みる三つの方法を取り上げる。第一は、「公法」を「法秩序」によって規定された意味にしたがえば国家アンシニタルト関係的であるような行為についての規範の総体」、「私法」を「法秩序によって規定される意味にしたがえば国家アンシニタルトに関係せず国家アンシニタルトによって単に規制されているにすぎないような行為についての規範の総体」と定義する方法である。⁽³⁾かれによれば、この区別の仕方は「非形式的な性格」であることにによって「技術的に困難」であるにもかかわらず、「公法」と「私法」のほとんどすべての境界確定の基礎にはこの種の区別があるという。「非形式的」で技術的に困難だという難点があつても、この区別に意

味がないわけではない。それどころか、かれはこの区別を相対化しながらも、基本的には理論的に有効な区別として承認しているといってよい。たとえば「現在のいわゆる『公』法すなわち国家アンシタルトにおける機関行為とアンシタルト関係的行為とに関する規範」といった言い方はその例証である。⁽⁵⁾ここでさしあたり重要なのは、この区別が「國家アンシタルト」を前提としたものであること、「公法」であれ「私法」であれ、「法」が「行為」の「規範」としてとらえられていくことである。

第二の方法は、「公法」を「単に国家機関に対する指令のみを含む」「行政規則」の総体と同一視し、個々人の「主観的権利」を設定する【請求権規範】たる「私法」と区別する方法である。⁽⁶⁾しかし、ヴェーバーによれば、例えば「選挙権」にみられるように、公法上の「主観的権利」もありうる。だがそれも「主観的権利」という形式をとつてはあるものの、やはり「行政規則の單なる反射」である。というのは、それは「その法的な意味からすれば実は明確に限定された目的のために国家アンシタルトの機関として行為するという、個々人の主観的な管轄権」とみなされるものだからである。他方では、私法上の請求権もそのすべてが「既得の」主観的権利であるというわけではない。「一つの権利が『既得』権とみなされるかどうかという問題は、実際上は、しばしば、その権利を排除したとき補償請求権が生じるかどうかという問題に帰着することになる」⁽⁷⁾。このような「補償請求権」によって「保障」されない私法上の「権利」もあるわけである。それだけではない。ヴェーバーによれば、「統治権が君主の既得の家産制的権利であるとみなされている法秩序」や「一定の主観的な市民権が（例えば「自然法」にもとづいて）『既得の』私権と端的に同じ意味で不可侵であるとみなされているような法秩序」では、「公法」を「行政規則」と同一視する主張はあてはまらないのである。したがって、第二の方法にも難点がある、というのがかれの見解である。

第三は、「法的意味において『同格的』であるとみなされるような複数の当事者が相互に対立しあっている「私法

的な事件と、その法的意味からすれば権力保有者が権威的命令権力をもつてかれに『服属』しているひとびとに対立する」、「公法的な事件とを区別する方法である。⁽⁹⁾しかし、ヴィーバーによれば、「国家アンシニタルト」の機関がすべて命令権力をもっているわけでもなければ、国家機関の公法的に規律されている行為が必ずしも命令であるとはかぎらない。さらに複数の国家機関の相互間の諸関係の規律が「公法」の本来的に内的領域に属するだけなく、⁽¹⁰⁾権力保有者を任命し統制することに奉仕するような行為も「公法的に」規制された行為の領域に入れられねばならない。その反面では、雇用者の命令権力は「公法的」なものとしては取り扱わないだけではなく、「家父の権力」も「私法的」権威として扱われるが、その理由は「国家アンシニタルト」のみが立法上の「正当な」権力の源泉とみなされるからである。しかしどのように「利益」が「国家アンシニタルト」によって追求されるべきかは「今日でも確定してはいない」のであるから、「国家アンシニタルト」の機関行為や「国家アンシニタルト」関係的な行為の領域は実質的には不明確だということになる。⁽¹¹⁾ そうだとすれば、ヴェーバーが明言しているように、この区別は第一の区別に逆戻りすることになる。というのは、この区別のしかたは「権威的な命令権力や、これらの命令権力の権力服属者に対する関係をすべて公法的として取り扱うわけではない」⁽¹²⁾からである。

このように三つの区別の方法を検討した結論はこうだ。すなわち、「公法の領域と私法の領域との限界の画定は、今日においてもなお、あらゆる点で一義的に明確であるというわけではない。過去においては、兩者の限界は、今日よりもはるかに不明確であった。区別の可能性が端的に欠如しているということもあった」と。ここでは「公法」と「私法」の区別が△現実的▽に相対化されているのであるが、△歴史的▽にも相対化されているこの区別が完全に欠如する場合もあることがわかる。

「区別の可能性が端的に欠如」しているのは、「あらゆる法とあらゆる管轄権とが、とりわけあらゆる命令権力もま

た、ひとしく人的な特権⁽¹⁴⁾としての性質をもつてゐるような場合である。その場合には、裁判をする権能も、だれかを重役に召集する権能も、例えば一定の土地を利用する権能と同様に、一つの「既得の」権利なのである。そのような権能は譲渡や相続の対象にされることもある。その場合には、「われわれの『公』法にあたるものは、私法上の請求権と同様に、具体的な権力保有者の主觀的権利の対象なのである」⁽¹⁵⁾。これは実質的にみれば、「公法」が欠如している場合にはほかならない。「公法」と「私法」との区別自体がなんらかの程度において有意味であるためには、「国家アンシニタルト」に關係する行為の領域が、それによって規制される行為からなにほどか分化していかなければならない。その意味では、「公法」と「私法」の区別が充全的に可能なのは、近代の「國家アンシニタルト」の「法」においてのみである。⁽¹⁶⁾

以上とは正反対に、いわゆる「私権」が完全に欠如してゐることもある。「請求権を付与する客觀的法としての性格をもつてゐる規範が全く存在していらない場合」⁽¹⁷⁾、すなわちすべての規範が「行政規則」としての性格をもつてゐる場合である。⁽¹⁸⁾この場合には、ヴィーバーによればすべての私的な利益は「行政規則」の「妥當」の單なる反射として保護のシャンスをもつてゐるにすぎないから、すべての「法」は「行政」の目的の一つである「統治」に解消されることになる。これは「行政規則」は「法」ではないという意味であろうか。「行政規則」は、それが「法強制」によつて「保障」されるシャンスを有していれば、「統治」を規制する「法」であつて「統治」に解消されることにはならないはずである。「行政規則」には「統治」を規制する「法」から「統治」に仕える「法」（これを「統治の法」とよぼう）まで含まれると思われるが、「統治の法」が「法」に含まれないとすれば、もつばら「経済」との関連を志向して△権利保障規範△を重視したヴィーバーの△問題的限定△によるところが大きいのではないかろうか。もはや「法」ではない「統治」そのものは、この「法」領域の分化論ではとりあげるにはおよばないであろう。

② 「刑事法」と「民事法」の分化

まず第一に「刑事法」と「民事法」との区別は始源的な裁判には知られていなかつたという意味において、この区別はへ歴史的△に相対化されている。始源的には「あらゆる訴えが違法行為を理由とする訴え」(Klage ex delicto)だつたのであり、「不法」に対する「贖罪」という統一的概念から「民事訴訟」と「刑事訴訟」の分化が生じたのである。すなわち「ジッペ間の贖罪手続は、最初は、復讐を要求する犯罪と、単に原状回復を義務づけるにすぎない不法行為との区別を、まだ知らなかつたか、あるいは単にその萌芽を知つていたにすぎない。单なる一われわれの概念からすれば—『民事法上の』請求権の追求と、『刑罰』を求める公訴の提起とが、おこなわれた不法に対する『罰罪』という統一的な概念の中に未分離のままに存在していたのである。⁽²⁰⁾」

このことは、原始的な法と法手続に特徴的な二つの事実に關係していた、とヴェーバーは言う。第一は、「復讐」すべき者は他人の行為の客観的結果を問題にしたのであって「責任」を考慮することがなかつたという事実である。しかもかれによれば「復讐」者の怒りは、かれに被害を与えた自然物に対しても動物に対しても人間に對してもまったく同様に向けられたといふ。だから、だれが与えた「不法」であれ「およそすべての不法が贖罪されるべき『犯罪』」なのであり、いかなる犯罪も贖罪されるべき『不法』以上のものではないのである。⁽²¹⁾第二は、「判決」の「執行」のありかたは、土地についての係争の場合であろうと同じであつたといふ事実である。⁽²²⁾いずれの場合であろうと、「判決」の執行は勝訴した被害者とそのジッペの仕事であつて、「職權」による執行なるものは始源的には存在していなかつたのである。勝訴判決が敗訴者によって自発的に遵守されない場合には、勝訴者とそのジッペによる自力救済が必要であつたが、この自力救済は判決によつて確定された「贖罪金」が支払われるまで「敗訴者の一身を差押えるという仕方」によつて行われたといふ。しかも注目されるのは、「判決」の「職權」による執行が

なかったのは始源的なジッペ間の「贖罪手続」の場合だけではないことである。「ディングゲノッセンシャフト的」法発見の場合にも、裁判集会民は「立会人」として判決の成立には関与したが、かれらは判決の執行を妨害しないことが期待されただけで、「職権」による執行者はいなかつたのである。民事訴訟に関するかぎり、近代の「形式的裁判」でも、当事者が強制執行を申し立てないかぎり、執行官が「判決」の執行に「職権」で関与することはない。

ただ、ヴェーバーによれば、「官僚制化」されることの最も少なかつたローマ法とイギリス法には、いわば「民事法上の」請求権の追求と「刑罰」を求める公訴の提起との未分離状態が残されている。ローマ法とイギリス法では、法名望家層の影響のもとで古い贖罪裁判からの発展の連續性の若干の諸要素が最も長く維持されたわけである。⁽²⁴⁾このことはとりもなおきず、政治的支配構造という要因の重要性を示唆している。われわれのいう△政治構造的△相対化である。

以上のように、「民事訴訟」と「刑事訴訟」への訴訟の未分化、したがって「復讐」を要求する犯罪と民事上の不法行為との未分化は、実体法に対しても極めて深刻な影響を与えてきたといふ。「例外なくすべての『債務』が、始源的には違法行為債務であったのである」⁽²⁵⁾したがって「契約債務」も「最初はすべて『違法行為』による債務と同様の仕方で構成されていたのである」。かれによれば、「債務」が始源的には「相続人」自身によっては承継されなかつたのも、そもそも「相続法」という概念が欠如していたというだけでなく、それが「違法行為債務」だったからである。「契約債務」に対する相続人の責任が構成されるようになったのは、第一にジッペ仲間が、第二に家仲間が、第三に権力保有者と権力服従者が「不法」に対し「共同責任」を負うことを媒介にしてである。⁽²⁶⁾

「刑法」の原始的形式はどうに分析されているだろうか。ヴェーバーによれば、「家支配の内部においては、懲戒はすべてヘル（家長）の家権力に基づいておこなわれる。ジッペ仲間相互の紛争は、ジッペの長老が裁定するの

である⁽²⁷⁾。したがって、これら懲戒や裁定は、家長やジッペの長老など権力保有者の「自由な裁量」に委ねられているから、ここではまだ「刑法」なるものは存在する余地がないことになる。「刑法が原始的な形で発展するにいたったのは、家の外部においてであり、しかも、個人の行為が、彼の属する隣人団体・ジッペ団体または政治団体を、その成員の全体にわたって危険にさらすような場合においてであった」(傍点・ヴェーバー)。団体成員全体を危険にさらしたのは、とりわけ「宗教犯罪」と「軍事犯罪」という二種類の犯罪行為であった。これらの犯罪に対処する手続は

「内部的刑罰」とよばれる⁽²⁸⁾。

まず「宗教犯罪」の場合であるが、ある呪術的規範が侵害されると、呪術的な威力・靈力または神の怒りが、犯罪者自身に対してだけでなく、この犯罪者を仲間として受け入れている共同体に対してもまた、悪しき呪力の形で招来されることがありえたのである。このような場合には、仲間たちは、呪術師や祭司の勧めにしたがって「追放(平和喪失)」や「リンク裁判」や「呪術的な贖罪手続」によって対処したという。⁽²⁹⁾つぎに「軍事犯罪」の場合には、「裏切りや、あるいは軍事規律が出現して以降は—規律の破壊や、または臆病によって軍事団体の安全性を危うくした者は、戦争指導者および軍隊による—多くはきわめて簡易な手続による事実の確定を経ての一刑罰的制裁にさらされた」⁽³⁰⁾。

このように、「団体」「共同体」の成員全体を危険にさらす犯罪行為に対する手続は、「団体」「共同体」は自らをその危険から守るためになんらかの手続によって「刑罰」を制裁として賦課するわけである。この「刑罰」が「内部的刑罰」とよばれているのは、「復讐」がジッペの外部に対する「刑罰性」であることと対比されるからである。ヴェーバーによれば、「明確な形式と規則とに拘束された『刑事手続』への道が直接通じていた出発点はとりわけ『復讐』であつた」⁽³¹⁾が、「内部的刑罰」も「刑罰」とよばれるためには、「復讐」ほど明確ではないとしても、なんらかの「刑事手続

統」によるものと考えられているのがうかがえる。

最後に付け加えねばならないが、この「刑法」と「民刑法」の区別は近代の「國家アンシニタルト」のなかでも「必ずしも完全に一義的に貫徹されているわけではない」⁽³³⁾という指摘にみられるように、この区別もまた△歴史的▽、△政治構造的▽にだけではなく、△現実的▽にも相対化されていることが看過されではならない。

③ 「実体法」と「訴訟法」の分化

「実体法」と「訴訟法」とを区別するに先立ち、ヴニーバーはまず「法創造」と「法発見」とを区別している。今日の法学的思考習慣では、「法」領域における公けの諸団体の活動は、一般的な法規範の創出を意味する「法創造」と、これらの法規範の個々のケースへの「適用」を意味する「法発見」とに明確に区別されているが、このような法的活動を二つに明確に区別するという考え方とは、法史のあらゆる時代にみられたわけではない。その意味においてこの区別は△歴史的▽に相対化されている。「司法がすべて—そのつど—の決定を下す—『行政』であったようなところ」ではもとより、「客観的法が主観的な『特權』とみなされているところ」でも、「法発見」が一般的な法規範の個々のケースへの「適用」によって行われていなしどころでも、結して「非合理的な法発見」の場合には、そもそもこのような区別は存在しないのである。

つぎに、「法発見」についてつきのようないきがいがある。すなわち「(法発見によって適用されるべき)法の諸規範と、法発見自体の手続についての諸規範との区別も、必ずしも常に、今日における実体法と訴訟法との区別ほど明瞭になされてはいなかつた」と。ヴニーバーは、実体的な請求権が訴訟上の訴えの形式を利用する権利と同一であるという觀念が生まれやすい例として、イギリス法とローマ法とを挙げている。ローマ法の「訴權」(“actio”)とイギリス法の「令状」(“writ”)が、それぞれの訴えの形式である。」⁽³⁴⁾では△政治構造的▽相対化がなされている。さらに、「法発見」

が非合理的な証明手段に基づいていた場合には、訴訟法的問題と実体法的問題とが混合しているとはいへ、中世でも、訴訟に関する規範と実体法的な規範との区別は「訴訟法書」と「法書」の区別という形でそれなりに行われていたといふ。⁽³⁶⁾ このように、「訴訟法」と「実体法」との区別も、△歴史的△にも△政治構造的△にも相対化される必要があるといえ、かなり妥当範囲の広い理論的枠組として承認されているものと思われる。

以上、ヴィーバーの提示している「法」領域の事項的分化の理論の概要をできるだけかれの論述に忠実にみてきた。これによつて、われわれはヴィーバーが「法」の領域の全体をどのように構想しているかを知ることができたと思われる。しかしあれわれがここで知りえたのは、「法」領域の全体にわたるおおまかな構想であつて、ここで構想された「法」領域の全体にわたる実質的な社会学的研究そのものではない。ヴィーバーが実際に研究の成果として提示している「法」領域はもつと限定されている。たとえば、「私法」に比べると「公法」については十分な実質的研究が示されているとは到底いえないばかりでなく、「刑法」と「民事法」とが分化した後の「刑法」などはほとんど取り上げられていないのである。⁽³⁷⁾ 新しい現代的な「法」領域ともいうべき「労働法」と「経済法」の領域や「国家」問題を規定する「国際法」が「法」の全体像のなかにもまったく登場しない点に、ヴィーバーの時代的制約を読み取ることもできることは言うまでもない。しかしここでもヴィーバーの社会学理論にできるかぎり内在的に関わるのであれば、あらためてかれ自身による△問題的限定△と△方法的限定△とが想起されなければならないであろう。

最後にあらためて問われるのは、「公法」と「私法」との分化も「刑法」と「民事法」との分化も、さらには「実体法」と「訴訟法」の分化もまだ見られない始源的な「法」形態はどういう理論化されているかである。近代の「國家アンシニタルト」の対極に設定されているジッペ相互間の「法」(「贖罪手続」)がそれである。

④ ジッペ間の「贖罪手続」

すでにみたように、ヴェーバーによれば、そもそも「法的」取扱の端緒が見出されるのはジッペ間の「贖罪手続」ないし「仲裁手続」においてであった。「法発見」はジッペ間のこの手続に由来するという意味では、ジッペ間の「贖罪手続」は「法発見」＝「裁判」のいわば歴史的な始源と解されているようと思われる。そこではじめに、この「法」の始源的形態がどのように理論モデルとして構成されているか、統いてこのジッペ間の「贖罪手続」ないし「仲裁手続」が「法」発展のなかにどのように位置づけられているか、をとりあげてみようと思う。

ヴェーバーはつぎのように述べる。すなわち「現在の『訴訟』に当たる『法手続』は、そもそも、あい異なる団体（ジッペ）相互間およびあい異なる団体所屬員相互間の贖罪手続という形だけでおこなわれていたのである。団体の内部においては、すなわち団体仲間相互間においては、家父長的な紛争解決が支配していた。したがって、いつさの法史の始源には、諸団体の法の二元性が、すなわち、一強化されたあの政治権力の立場からいえば—諸団体間で『自律的に』創造された法と、団体仲間相互間の内部的な紛争解決に妥当する規範との二元性が、存在しているといふことになる。しかし同時に、この一見単純な事態を疊らせるような事情もすでに存在していた。すなわち、個々人は、われわれの知りうる最古の発展段階においてすでに、ただ一つだけではなくて、いくつもの個人的団体に所属しているのである。⁽³⁾ここから読み取れるのは、さしあたりつぎのような五つの点である。すなわち、法史の始源には諸「団体」の「法」の二元性がみられること、現在の「訴訟」にあたる「法手続」の始源は異なる「団体」相互間および異なる団体仲間相互間の「贖罪手続」であること、この場合の「団体」とはなによりも「ジッペ団体」であること、「自律的」とは諸団体とそれを包括する「政治団体」との関係のありかたであること、人々人が「最古の発展段階」においてすでに複数の人的団体に所属していたこと、である。

まずわれわれは、ヴェーバーがジッペ団体相互間とジッペ団体内部との二元性を始源的に設定していることに注目

したいと思う。かれによれば、ジッペ团体内部には、すなわちジッペ仲間相互間には「復讐」も「法的争訟」も存在せず、「ジッペ長老たちによる裁定と反抗者に対するボイコット」があつただけである。「ここでは、手続の呪術的な法的諸形式はまったく欠けていた。すなわち、ジッペの内部の紛争解決は一つの行政問題であったのである」。⁽³⁹⁾それに対して、ジッペ团体相互間には「贖罪手続」があった。「訴訟手続—法発見とこれに連なる強制とによって保証された請求権という意味での権利」とは、同じ政治团体に属する相異なったジッペ团体相互間と、これらの異なった团体の所属者たち相互間とにおいてのみ、存在していただけなのである。⁽⁴⁰⁾この説明には、ジッペ团体の存在が複数のジッペ团体を包括する「政治团体」を前提していることが明言されているのが注目される。同じ「政治团体」に属する異なるジッペ相互間の紛争は、訴訟手続によって解决されることになる。このような場合には、ジッペ間の「法」はあきらかに「政治团体」に対して「自律的」に形成された「特別法」の第一段階として位置づけられているといつてよい。⁽⁴¹⁾ただ、始源的には、「政治团体」を前提しないジッペ团体相互間の「贖罪手続」も、ジッペ長老たちの臨機的または定期的な会合で「協定」された「秩序」として考えられていいのではないか。この「協定」された「秩序」も「法」の始源的形態であるとは言える。だが、ゆるやかな意味においてであれ、長老たちが「協定」を結んだ複数のジッペ团体を「政治团体」であるとよべないならば、このジッペ間の「秩序」は、比喩的にならともかく厳密には「特別法」とはいがたいであろう。

つぎの問題は、このようなジッペ間の「贖罪手続」は「法」発展のなかにどのように位置づけられたらよいか、である。この問題に本格的に取り組んでいるのは、名和田氏である。氏は、ヴィーバーが「法史学の通説的見解を受容して、法の歴史的端緒をジッペ間の血讐と贖罪との関係に見出していたと、一応は断定することができる」と解しながら、もっぱらこのような法の歴史的起源の問題をヴィーバーの法理論全体の中でどのように位置づけるかに関心を

向けている。「まず、基礎的枠組からみれば、紛争状態にある異なるジッペを一括して一つの団体（共同行為の担い手）とみなければならない」⁽⁴³⁾。異なるジッペに属する者は「仲間」ではなく「よそ者」であるとはいへ、「贖罪によつて争いを終結させるという共同行為のメンバー」という意味では「仲間」である。「法」というには「強制機構」の構造が問われるが、「ヴニーバーの法理論は、ジッペ間の法を『限界事例』としてしか位置づけられないよう構成されている」⁽⁴⁴⁾と氏は言う。「ヴニーバーは、法というものが展開し成熟してゆく上でジッペの果たした役割は大きくない、いやそれどころかジッペの存続と法の成熟とは相容れない矛盾関係にある、と考えているのである」⁽⁴⁵⁾。それだけではない。ヴニーバーは「そもそもジッペ自体が法的なものの展開と成熟にとって大きな障害であるとも考えていれる」⁽⁴⁶⁾というものが氏の考え方である。さらに一步踏み込んで、氏は「ジッペの社会編成上の役割が減することが法発展の重要な前提条件である」というモチーフ⁽⁴⁷⁾をヴニーバーの法理論から引き出す。「血縁的狭いさを越えた多数の人間たちの結集を要請する需要は、多くの歴史的社會において時期の差はあれ、現実に差し迫った課題としてあらわれたのであって、これに応ずるべく形成されたのが『政治団体』という新しいタイプの共同行為の担い手だったのである」⁽⁴⁸⁾と。

以上のような見解は、ヴニーバーの「法理論」の体系的な解釈に裏付けられたジッペ論として説得的である。ただ、ヴニーバーがジッペ間の「法」を「法」の「限界事例」とみなしたとき、「限界事例」という言い方に否定的な意味を込めているわけではなさそうである。ヴニーバーが論じているのは、主として同じ「政治団体」に属する異なるジッペ団体相互間の「法」であるとすれば、ジッペの解体によって「政治団体」が形成されるという発展図式だけでは、ジッペと「政治団体」との連関は十分には理解されがたいのではないか。ヴニーバーは「贖罪契約」から生じた仲裁契約がすべての「訴訟法の源泉」でもあり、「私法上の契約最古の諸類型の源泉」でもあると述べているよ

うに、ジッペ問の「贖罪契約」を「法」の源泉として明確に位置づけているが、氏にはこの叙述に対する過小評価がみられるのではないかという疑問は残る。

われわれの理解によれば、ヴニーバーはとくにジッペ問の「贖罪手続」のもつ「形式的」性格に注目しているように思われる。この「形式的」性格が、近代の「形式合理的」裁判にまで理論的に連続しているという意味においても、ジッペ問の「贖罪手続」は「法」の始源的形態として位置づけられているのではなかろうか。このように解釈することは、ヴニーバーの「法」の発展段階論を主として社会学的類型論としてとらえることを意味しているが、だからといって「法」理論を歴史的発展論としてまったく扱わないわけではないわけではないのはもとよりである。

ヴニーバーはつぎの三つの訴訟類型の間の理論的連續性を重視している、というのがわれわれの解釈である。すなわち、①ジッペ相互間の贖罪手続、②「ディングゲノッセンシャフト的」法発見および③近代の形式的な裁判である。①は「われわれの知りうる最古の明確な形式を備えた法発見」であるという意味で「形式的」法発見の△原型▽とすれば、②はその△原型▽の中世ドイツ的な展開であり、③はその△原型▽の近代的な展開であると位置づけられている。これら三つの訴訟類型に共通なのがその「形式的」な性格である。いずれにおいても、裁判官と当事者との関係のありかたは当事者主義とでもいえる訴訟構造を示している。呪術的形式主義と直観的形式主義と論理的合理的な形式主義とのちがいはあれ、いずれの訴訟類型も「厳密に形式的に拘束された証拠法」を有する。

このように、ヴニーバーが着目しているのは、なによりも昔の訴訟と今日の訴訟との共通性、すなわち「裁判官は、当事者の申し出る証拠の申し立てと証明手段とに拘束される」⁽⁴⁹⁾という共通性である。「当事者が申し立てないもの、あるいは提出しないものは、裁判官にとって存在しないものなのである。一般的な形で規律された証明手段—それが非合理的なものであれ合理的なものであれ—によって明らかにされない事実も、裁判官にとっては、同じく存在しな

い事実である⁽⁵²⁾。さるにかれは続ける。「裁判官は、当事者の訴訟行為によって設定された限界の内部で到達可能な、相対的な真実だけを追求するのである」⁽⁵³⁾と。かれによれば、まさにいののような性格こそが、「われわれの知りうる最古の明確な形式を備えた法発見—すなわち相争うジッペ相互間の・訴訟手段としての神託や神判を伴う・贖罪および仲裁手続—のもつていた性格」⁽⁵⁴⁾だったのである。

昔の訴訟と今日の訴訟との違いはただ、昔の訴訟が「証明」を当事者の「権利」とみたのに対し、今日の訴訟がその同じ「証明」を「義務」とみている点、および、今日の訴訟では訴訟手続が非呪術化され「合理的な証明手段と判決の論理的な基礎だけ」が登場してくるという点にある。というのがかれの見解である⁽⁵⁵⁾。そして今日の非呪術化された⑤「形式的な裁判」には「真実の探求のために少なくとも最善のチャンスを確保するよう」に規制された当事者間の平和的な利害闘争⁽⁵⁶⁾という性格だけが残されることになる。

これひの「形式的」性格と対比して、「実質的な裁判」の典型としてとりあげられているのは、「權威的な諸権力」による裁判、とりわけ「神政政治的裁判」と「家産制的裁判」である⁽⁵⁷⁾。これひの裁判類型の「実質的」性格が「職権主義」と不可分であるのに対して、シック間の「贖罪手続」に始まる裁判の「形式的」性格は「当事者主義」と適合的であると解されていふのも注目される。

注

- (一) カ"ーベーは「今日の法理論と法実務とが知りてこる最も重要な区別の一つは『公法』と『私法』との区別である」〔Max Weber, W.u.G., S.387 (世良訳、六六頁)〕と述べてゐるが、この点について、「カ"ーベーは」〔カ"ーベーは〕では、公法と私法の区別をよく強調する大陸の法理論、ふくよかにいふ法理論に言及してゐるが、ハインリッヒ・ルードolph指摘しているが、ハインリッヒ・ルードolph (Max Rheinstein, Max Weber on Law in Economy and Society, Third Printing, 1969, p.41)。なお、カ"ーベーは

一の「法理論」像ないし「法律学」像については、西村穂「ヴューベーと法律学（1）」（國立大学法学会雑誌、第三五卷第一号所収）を参照。

(2) ヴューベーは実質的な社会学的研究のなかでは「神聖法」と「世俗法」の分化も重視しているのは明らかであるが、われわれがこゝでは「法」領域の三つの分化だけをとりあげたのは、かれ自身が「法」領域の分化論では、同時代の「法學的思考」に支配的な区分としては、主としてこれの三つを論じてゐるからである。「神聖法」と「世俗法」の区別には、「法」の「合理化」を論じる際に言及したいと思う。なお、「神聖法」と「世俗法」の分化をも「法」領域の事項的分化のひとつとして「法的な構造原理」を体系化しているのは、シャルフターである。かれは法類型と事項的な法領域の分化とを対応させている（Vgl. Wolfgang Schuchter, Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus, 1979, S. 149）。しかしながらわれわれの理解では、シャルフターがここで提示しているのは『社会学の基礎概念』における法の類型論であって、実質的な社会学的研究におけるそれとは言い難いのではないかという疑問がある。

- (3) Max Weber, a.a.O., S. 387 (世良訳、六六頁)。
- (4) A. a.O., S. 387 (世良訳、六六頁)。
- (5) A. a.O., S. 183 (世良訳、八頁)。
- (6) A. a.O., S. 387 (世良訳、六六頁—六七頁)。
- (7) A. a.O., S. 387 (世良訳、六七頁)。
- (8) A. a.O., S. 387 (世良訳、六七頁)。こゝでは「既得の」権利というのは、「保障」された「権利」のことだと「いやよ」。このふうな言い方がかも、ヴューベーが「権利」の社会学的概念を「保障」の次元に構成していることがわかる。
- (9) A. a.O., S. 387 (世良訳、六七頁)。
- (10) A. a.O., S. 387 (世良訳、六八頁)。
- (11) これまでに「國家アンシュタルト」の「目的」とそれなかったような「利益」は存在しないというのが、ヴューベーの考へにある。そのため、ヴューベーは、「目的」によってではなく、その権力手段によって「國家アンシュタルト」を定義しているのが注目される。かれがいかなる意味においても國家目的論を展開していないのは、きわめて多様な国家の目的（とされる利益）に関して社会学的に意味のある類型論を構成するのは難しいと考えたためではないか、と思われる。

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

- (12) A.a.O., S.388 (世良訳、六八頁)。
- (13) A.a.O., S.388 (世良訳、六九頁)。だが、「公法」と「私法」との区別が「今日よりおはるかに不明確」であった過去だけがも「ばら取り上げられていて」「公法」と「私法」への現代的な混交現象（例えば「労働法」や「経済法」の領域）についてはほとんど言及がないのは、時代的な制約によることはさうまでもない。時代的制約をさしあたり不間に付すとしても、ヴェーバーの社会学理論が取り上げている「法」領域が限定されでいることについては、おあたり広中俊雄「法学とウーバー」〔大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究』（東京大学出版会、一九六五年）所収〕を参照。
- (14) A.a.O., S.388 (世良訳、六九頁)。
- (15) A.a.O., S.388 (世良訳、七一頁)。
- (16) A.a.O., S.388 (世良訳、七一頁)。「合理的な国家アンシニタルトに特有の権力分割だけが、公法思想を生み出す」というヴェーバーの指摘が注目される。「政治団体」が「合理的に編成された諸権限と権力分割とを伴うアンシニタルトとしての性格を、完全な形でじゅうじゅうした」のは西欧においてだけであるから、そこにおいてだけ「公法についての科学的理論」が発達したという〔A.a.O., S.394 (世良訳、九五頁)〕。「近代公法」という決定的な法學的概念は、「事実の世界においては、特權者たちが身分制国家の形で公のコルボラティオーンに組織化され、この身分制国家が、権力制限と権力分割とをしだいにアンシニタルト的構造と結合していくこと、理論的地位においては、ローマのコルボラティオーン概念と自然法と最後にフランスの理論」といった契機が結合することによって生まれた、というのがヴェーバーの見解である〔A.a.O., S.394 (世良訳、九五頁)〕。
- (17) A.a.O., S.388 (世良訳、七一頁)。
- (18) A.a.O., S.388 (世良訳、七一頁)。
- (19) A.a.O., S.390 (世良訳、七八頁)。
- (20) A.a.O., S.391 (世良訳、七九頁)。
- (21) A.a.O., S.391 (世良訳、七九頁)。
- (22) A.a.O., S.391 (世良訳、七九頁)。
- (23) A.a.O., S.391 (世良訳、八〇頁)。

- (24) A.a.O., S.391 (世良証、八一頁)。ガーベーはイギリス法とローマ法における具体的な目的物の取り戻しのための「現物執行」が認められていないところをあげている。されば、土地を求める所有権に基づく訴えの場合、判決が原則として金銭判決の形をとるのではなく、「市場発展の結果」などではなく、「違法行為は、違法な専有を含めて贖罪を、しかも贖罪のみを要求するものであり、個々人はそれについて自己の一身をもって責に任じなければならないとする、始源的な原理からの帰結なのである」〔A.a.O., S.391 (世良証、八一頁)〕。そして、大陸では中世初期という比較的早い時期に、「現物執行」が実現されたのが、君侯のインペリウムの力が増大したことによるとみられている。
- (25) A.a.O., S.392 (世良証、八六頁)。
- (26) A.a.O., S.392 (世良証、八六頁)。
- (27) A.a.O., S.392 (世良証、八八頁)。
- (28) A.a.O., S.392 (世良証、八八頁)。
- (29) A.a.O., S.392 (世良証、八八頁)。この「内部的刑罰」はジャバ間に行われる「復讐」と対比われているのである。
- (30) A.a.O., S.392-393 (世良証、八八頁)。
- (31) A.a.O., S.393 (世良証、八九頁)。
- (32) A.a.O., S.393 (世良証、九二頁)。
- (33) A.a.O., S.390 (世良証、七八頁)。ガーベーは今日の支配的な区分と対比してのよう述べてゐるのであるが、今日の区分とは異なるものである。すなわち、刑事司法では正規の訴訟手続の保障のもとに、國家アンシニタルトの機関が、公的な利益を配慮して客観的規範の違反者に対して刑罰を科するのに対し、私的な請求権についての配慮は被害者に委ねられていて、法によって保障された状態の回復を結果する」と〔A.a.O., S.390 (世良証、七八頁)〕。近代の「國家アンシニタルト」において「民事法」と「刑事法」が一義的に区別されていないのはどのような場合であるかについて、いにはなにも例証がない。被害者のインシシアティブによって公的刑罰権の発動が求められる場合などが考えられてゐるやうである。
- (34) A.a.O., S.395 (世良証、九九頁)。
- (35) A.a.O., S.395 (世良証、九九頁)。

マックス・ヴェーバーの社会学理論における「法秩序」の位置（五）

(36) A.a.O., S.395 (世良訳、九九頁—一〇〇頁)。

(37) ハヤシ広中俊雄氏は「民事法と刑事法の分化をみたのちの刑事法はヴェーバーにひとくばんど周辺の問題はすぎない」と指摘している〔広中俊雄「法学とヴェーバー」(『マックス・ウェーバー研究』、東京大学出版会、一九六五年所収)三五頁〕。

(38) A.a.O., S.404 (世良訳、一三〇頁)。

(39) A.a.O., S.417 (世良訳、一八五頁—一八六頁)。ジャッペの内部秩序はどのようなものがいいか、名和田氏の分析が参考になる。氏によれば、ジャッペの内部秩序についてのヴェーバーの説明にはややあいまいな表現(「多少の偏差」)がみられる。一方では、ジャッペ仲間にも「権利」や「訴訟」類似の手続が用いられていたかのような説明もあれば、「ジャッペ仲間には、復讐ではなく、したがってまた争訟もなく、ただジャッペの長老による調停と、反抗する者に対するボイコットがあるだけである。」⁴⁰⁾ではすべての形式的法手続は存在しない。ジャッペ仲間の内部的紛争調停は行政的事項であった」という説明もある。氏によれば、ジャッペ仲間の地位ないし利益は「行政」的形態で保障されるだけであって、強制機構によって保障されていわけではないから、ジャッペの内部秩序の基本的性格は、「行政」である。また、氏の「多少の偏差」は「原生的ジャッペ」と「転形したジャッペ」の区別によって整理されるという(名和田、前掲論文(一)、四一頁—四二頁)。氏の「専有」理論という視点からみれば、ジャッペには、そもそも「専有の諸段階」に達しないものもあれば、「非法的なタイプの行政」に属する段階もある。さらには「法的なタイプの行政」への移行段階にあるものすらある。最後の「法的なタイプの行政」への移行には二つが考えられるといふ。ひとつは「ジャッペの長老の権力が規範に拘束されるようになる場合」、もうひとつは「政治団体の構成単位としてのジャッペの場合」である(名和田、前掲論文(一)四二頁)。後者が氏の言う「転形したジャッペ」にほかならない。そして氏の結論はこうだ。「おそらく歴史上存在したほとんどのジャッペは、基本的には『行政』的な内部秩序などおまつたまま解体していったと考えてよいと思われる」と(名和田、前掲論文(一)、四三頁)。

(40) Max Weber, a.a.O., S.404 (世良訳、一三〇頁)。

(41) ハヤシの「法」を「特別法」の第一段階として位置づけたのは、名和田氏であった」とは、すでにみたとおりである。

(42) 名和田、前掲論文(一)、四五頁。

(43) 同論文、四六頁。

説論

- (44) 同論文、四六頁。
- (45) 同論文、四六頁。
- (46) 同論文、四六頁—四七頁。
- (47) 同論文、四九頁。
- (48) 同論文、五四頁。」のようだ氏の見解からすれば、「専有の諸段階」論は、「歴史具体的レベルでは政治団体の形成を起点としてはじめて本格的に問題になる」。やいで氏は政治団体の形成と構造を本格的に検討する」とになる。
- (49) Max Weber, a.a.O., S. 470 (世良訳、三八〇頁)。
- (50) A. a. O., S. 470 (世良訳、三八〇頁)。
- (51) A. a. O., S. 470 (世良訳、三八〇頁)。
- (52) A. a. O., S. 470 (世良訳、三八〇頁—三八一頁)。
- (53) A. a. O., S. 470 (世良訳、三八〇頁—三八一頁)。
- (54) A. a. O., S. 470 (世良訳、三八一頁)。『その指摘をきわめて重要である。すなわち「法形式主義が、訴訟を、平和的手段による利害闘争の一特殊形式としてみるといへば、」の利害闘争を確定的で不可侵の『競技規則』に拘束する』と[A. a. O., S. 469 (世良訳、三七九頁)]。
- (55) A. a. O., S. 471 (世良訳、三八〇頁)。

(未完)